

# 子どもも 親も 地域も みんなが輝きあう 八幡浜フライン

八幡浜市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）



平成22年3月  
八幡浜市



## はじめに



「1.57 ショック」(平成2年)以降、「少子化」が我が国の課題として強く認識され、国をあげて様々な取り組みがなされてきました。その一環として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、国、都道府県、市町村及び事業主がそれぞれ計画的に少子化対策に取り組むことが義務付けられました。

八幡浜市におきましても、少子化あるいは人口減少の問題は、経済の成長、社会保障の安定的運用、そして地域の活性化に対してもマイナスの影響を及ぼすおそれのある深刻な課題です。

そのため、平成17年3月に八幡浜市次世代育成支援地域行動計画(前期計画)を策定し、地域ぐるみで次世代育成支援対策を推進してまいりましたが、さらに一段の取り組みが必要であることから、後期計画として本計画を策定いたしました。

子どもが健全に育ち輝くまちは、誰にとっても安全で快適なまちです。子どもで賑わうまちは、豊かで活気に満ちたまちです。そのようなまちが実現することを目指して、本計画では、「子どもも 親も 地域も みんなが輝きあう八幡浜プラン」を基本理念としています。この計画を市民の皆様と協働して実施していくことで、次代を担う子どもの健全育成と併せて、安全・安心のまちづくりや地域活性化の効果も高めてまいりたいと考えております。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご提言やご協力をいただきました策定委員及び各種団体の皆様、また、パブリックコメント、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に対しまして心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月

八幡浜市長 大城 一郎



# もくじ

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
第1節 背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画策定の方法.....	3
<b>第2章 八幡浜市の目指す子育て支援の方向</b> .....	<b>5</b>
第1節 基本理念.....	5
第2節 基本目標.....	7
第3節 重点事業.....	8
第4節 前期計画の評価.....	9
第5節 ヒアリング調査にみる子育て支援の課題と方向性.....	10
<b>第3章 八幡浜市の子どもを取り巻く現状</b> .....	<b>15</b>
第1節 少子化の動向.....	15
第2節 家族や地域の状況.....	19
第3節 保育所、幼稚園、学校等及び子どもをめぐる問題の状況.....	23
第4節 アンケート調査にみる子どもの状況と子育ての実態.....	28
<b>第4章 行動計画（個別施策の展開）</b> .....	<b>35</b>
第1節 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち.....	36
第2節 親と子どもの健康の確保・増進を支援するまち.....	50
第3節 親と子どもの学び環境の充実したまち.....	61
第4節 子育てを支援する生活環境の整備されたまち.....	69
第5節 仕事と家庭が両立できるまち.....	74
第6節 子どもが安全に安心して暮らせるまち.....	77
第7節 要支援児へのきめ細かな取り組み.....	80
<b>第5章 目標事業量</b> .....	<b>89</b>
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>91</b>
第1節 計画の周知徹底.....	91
第2節 推進体制の充実.....	92
<b>資料</b> .....	<b>93</b>
1 八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱.....	93
2 八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿.....	94
3 八幡浜市次世代育成支援地域行動計画策定経過.....	95



## 第1章 計画策定の概要





## 第1章 計画策定の概要

### 第1節 背景

#### （1）少子化の現状

##### ①少子高齢化の進行

八幡浜市の年少人口（0～14歳）は5,206人（12.6%）であるのに対し、老年人口（65歳以上）は12,187人（29.5%）となっています。（平成17年国勢調査）

##### ②核家族化の進行

単位：世帯、人

八幡浜市においては、人口・世帯数の減少とともに、1世帯当たりの人員も減っています。

	平成17年	→	平成20年
人口	42,111		40,268
世帯数	17,345		17,168
世帯人員	2.43		2.35

資料：住民基本台帳

現状のままでは、本市の人口減少と少子高齢化は今後一層進行すると予想されます。

##### ③少子化により予想される影響

- 経済成長の低下
- 社会保障制度への不安
- 地域の活力の低下
- 家庭の諸機能の低下など

#### （2）これまでの次世代育成支援対策

主に子育て支援

- 保育・母子保健の充実

▽エンゼルプラン（H6）

▽新エンゼルプラン（H11）

▼八幡浜市エンゼルプラン（H12～16）

<少子化が止まらない>



<一層の少子化対策>

次世代育成支援

- 社会全体で成長段階に応じた包括的な支援

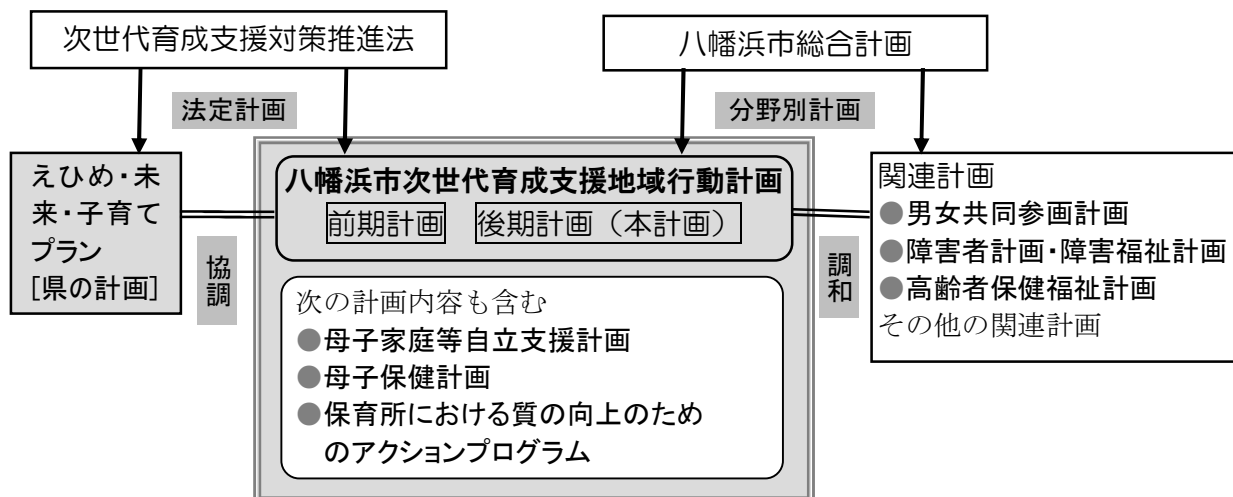
▽少子化対策プラスワン（H14）

▽次世代育成支援対策推進法（H15）

▼八幡浜市次世代育成支援地域行動計画（H17～21）

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村計画であり、また、八幡浜市総合計画の分野別計画のひとつとして位置づけられるものです。



## 第3節 計画の期間

次世代育成支援対策推進法により、本計画は、平成22年度を初年度として、平成26年度を目標年度とする後期計画とします。

次世代育成支援対策推進法(平成17年度～平成26年度)	
前期計画(平成17年度～平成21年度)	後期計画(平成22年度～平成26年度)



## 第4節 計画策定の方法

### （1）アンケート調査の実施

#### ①調査の目的

平成21年度に行う八幡浜市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の策定資料として、保育ニーズや八幡浜市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、意見・要望などを把握することを目的としています。

#### ②調査概要

調査の種類	就学前児童調査	小学校児童調査
調査票	就学前児童用	小学校児童用
調査対象者	八幡浜市在住の就学前児童の保護者 (無作為抽出)	八幡浜市在住の小学校児童の保護者 (無作為抽出)
調査部数	1,000部	1,000部
調査方法	郵送による配布・回収(500部) 保育所・幼稚園を通じて配布・回収 (500部)	小学校を通じて配布・回収
調査期間	2月下旬	2月下旬

#### ③回収結果

種類	配布部数	回収部数	回収率
就学前児童調査	1,000部	766部	76.6%
小学校児童調査	1,000部	919部	91.9%
合計	2,000部	1,685部	84.3%

### （2）ヒアリング調査の実施

#### ①調査の目的

八幡浜市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の策定のため、子育て支援に関する現状や課題を把握し、今後の施策の方向性を検討するための基礎資料とすることを目的としています。

#### ②ヒアリングの種類及び対象者

- 関係団体（主任児童委員、子育てサークル、母子寡婦福祉連合会）
- 専門職（保健師、保育士、小学校教諭、放課後児童クラブ指導員）

#### ③調査の内容

- 子育て・子育てに関する課題・問題点
- 新たな子育て・子育て施策の方向性についての意見・要望

#### ④実施方法

- i) 事前にヒアリングシート配布
- ii) ヒアリングシートへ意見を記入
- iii) ヒアリングシートを回収し集計
- iv) ヒアリングシートへの意見をもとに聞き取り調査を実施

#### ⑤調査の時期

平成21年8月中旬～9月中旬

### （3）パブリックコメントの実施

#### ①パブリックコメント実施の目的

八幡浜市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の策定にあたり、その案を事前に公表し、広く市民等の意見を求め、これを考慮して意思決定を行うことにより、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、計画推進への市民の積極的な参加を促すことを目的としています。

#### ②パブリックコメント実施の要領

八幡浜市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、次のとおり実施しました。

- i) 重要な施策・計画等の案の作成
- ii) 重要な施策・計画等の案の公表

＜意見の募集＞期間：平成21年12月15日～平成22年1月13日

方法：郵送・電子メール・FAX・書面

- iii) 提出された意見等の検討（案の修正を含め検討）
- iv) 施策・計画案の決定

### （4）策定体制

本計画の策定にあたり、住民・関係団体・有識者からなる八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会において、子育て支援のあり方について協議、検討を行いました。

また、庁内関係各課の担当で構成する庁内部会により、資料作成、今後の方針や具体的な施策の検討、協議を行い、福祉事務所が取りまとめ事務局を担当し、事業間の調整や策定作業の進捗管理を行いました。

## 第2章 八幡浜市の目指す子育て支援の方向



## 第2章 八幡浜市の目指す子育て支援の方向

### 第1節 基本理念

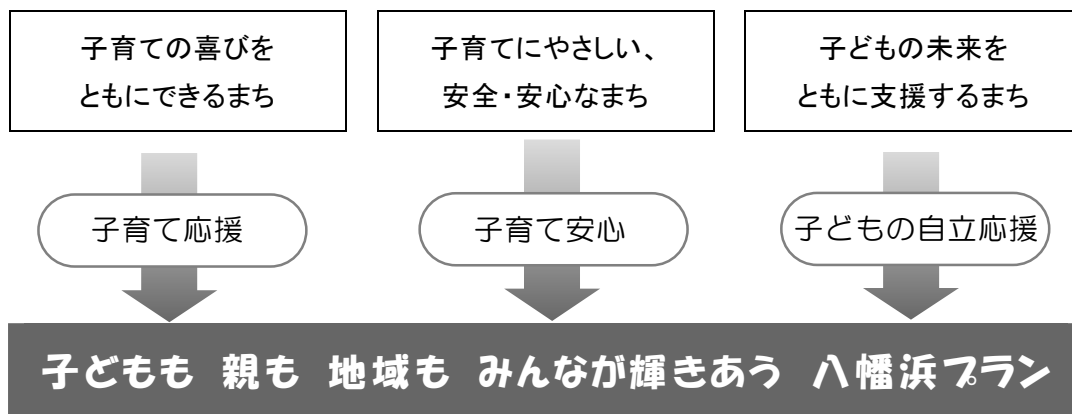
#### （1）基本理念

子育てにおいて男性と女性はそれぞれ大切な役割を担っていますが、女性の担う「母親」の役割は貴重なものである一方、女性の役割が「母親」に限られないことはいうまでもありません。夫婦における子育てや家事、仕事等の役割分担にはいろいろな形がありますが、バランスよく共有することが重要です。そしてそのためには、男性も女性も個々の生き方が尊重され、子育てと仕事が同様の価値として理解され、多様性を前提として共に取り組むことのできる社会でなければなりません。

子どもを生み育てたいと思う人が、安心して愛情豊かに子育てができるまちづくりを目指し、子育てに伴う不安や負担感をできるだけ和らげられるように、地域全体で子育て環境や教育環境及び生活環境の向上に取り組んでいくこととします。

また、子育てについては、「親や家庭が子育てについての第一義的責任を有する」という基本原則に基づきながら、誰もが子どもを生み育てることの尊さと喜びを理解し、それぞれの立場から子どもの健やかな成長を見守っていきける地域社会を形成していくことが重要です。

そのため、後期計画においては、前期計画の基本理念を引き継ぎ子育て支援サービスを充実させることと併せて、長期的な視点から、今後子育て支援の大きな役割を果たす地域そのものの活動力や組織力を高めていくこと、さらに、将来社会を支え次代の親となる青少年の健全な育成にも取り組んでいきます。



## （2）基本的方向

### ◎子育ての喜びを共有できる環境づくりを目指す

本市においても、都市化の進行などにより、地域コミュニティの弱体化、安心して遊べる場所が少なくなるなど、地域の子育て力は低下しています。

地域自体の活動力や組織力を向上させ、そこで子育て支援活動に取り組むことでさらに活性化が図られるよう、行政の支援（公助）・地域の支え合い（共助）・子育て家庭が自ら取り組むこと（自助）で、効果的に地域資源を活用した地域子育て機能の再生を目指します。

### ◎子育て世代が子育ての楽しさを享受できる環境づくりを目指す

子育てについては男女とも様々な負担を感じていますが、アンケート結果によれば男性より女性の方が負担感が強いという結果になっています。

子育てへの負担感を強く感じている女性に対する支援を拡充するとともに、男女共同参画を推進し、子育てが女性だけの負担とまらないまちづくりを進めることが必要です。「男は仕事、女は家庭」「子育ては母親の仕事」という意識を払拭するとともに、夫婦間の子育て方針の共有や、それぞれの役割分担の中で、共に子育ての楽しさを享受でき、共に働けるよう支援する環境づくりを目指します。

### ◎子どもが安心して遊び学び自立できる環境づくりを目指す

少子化、都市化、情報化等の社会環境の変化や生活スタイル等の価値観の多様化など社会全体が大きく変化し、大人のみならず子どもを取り巻く環境も大きな変化をもたらしてきました。

我が国の現状は、次代の社会を担う青少年が自信を持って自己を確立し、大人として自立することが困難な時代であり、その結果、若年層で結婚への尻込み、子どもを持つことへの消極的な意識が高まっているといわれています。地域で生活することの喜びを享受し、子どもを生み育てることの大切さを学びながら成長できる環境づくりを目指します。



## 第2節 基本目標

基本理念で掲げた「子どもも 親も 地域も みんなが輝きあう 八幡浜プラン」を実現するために、次の7つを基本目標とします。

### 1 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち

すべての子育て家庭が、子どもを安心して生み育てることができるよう、必要な保育サービスや相談・情報提供サービスなど様々な子育て支援サービスを充実し、地域が積極的に子育てできる環境づくりを推進します。

### 2 親と子どもの健康の確保・増進を支援するまち

子育てをする親と子どもの健康な発育のために、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら母子保健事業に関する事業の充実に努めていきます。

### 3 親と子どもの学び環境の充実したまち

次代の担い手である子どもが健やかに成長できるよう、親と子どもが共に学び、共に成長していけるよう、学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上に努めていきます。

### 4 子育てを支援する生活環境の整備されたまち

安全・安心な子育てのための生活環境を確保するために、子育て世帯向けの良質な住宅の確保や、公園の整備、子育てバリアフリーの推進、子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、子どもが犯罪等の被害にあわないための環境の整備に努めていきます。

### 5 仕事と家庭が両立できるまち

仕事と家庭を両立させたい男女が共に仕事をしながら安心して子育てをしていけるよう、男性を含めた働き方の見直しを図るために意識の啓発に努めるとともに、子育て価値に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていきます。

### 6 子どもが安全に安心して暮らせるまち

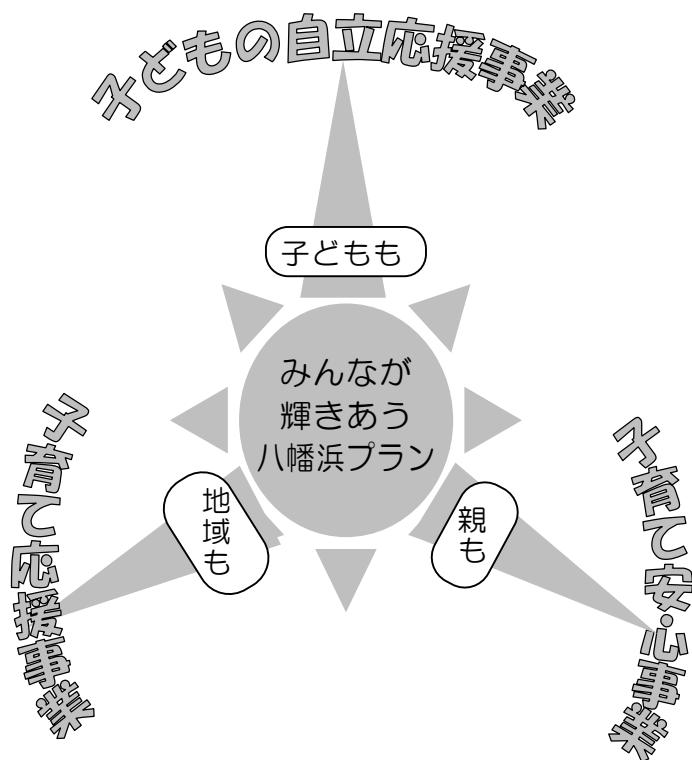
子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進や、自転車の安全利用の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、犯罪やいじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援に努めていきます。

### 7 要支援児へのきめ細かな取り組み

すべての子どもが、ひとりの人間としての尊厳を保持し成長していけるよう、必要な支援体制の確保とひとり親家庭の自立支援、障害児施策の充実に努めていきます。

### 第3節 重点事業

基本理念「子どもも 親も 地域も みんなが輝きあう 八幡浜プラン」の実現を目指して5年間に取り組む基本施策・主な事業のうち、次のとおり重点事業を設定し、重点的・優先的に取り組みます。



■重点事業

<p><b>子どもも輝く</b> 子どもの自立応援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆幼稚園、小・中学校における、様々な食体験の推進</li> <li>☆赤ちゃんとのふれあい体験教室</li> <li>☆中・高生による実習・職場体験</li> <li>☆青少年ボランティア活動推進事業</li> </ul>
<p><b>親も輝く</b> 子育て安心事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆地域の実情を踏まえた保育所等の確保</li> <li>☆相談機能の充実</li> <li>☆マタニティ倶楽部、妊婦体操、両親学級</li> <li>☆男女共同参画社会の推進</li> </ul>
<p><b>地域も輝く</b> 子育て応援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆子育てサロン、マイ保育所</li> <li>☆子育て・育児サークル支援</li> <li>☆児童センター・つどいの広場・児童館活動</li> <li>☆見守り支援体制づくり</li> </ul>

## 第4節 前期計画の評価

番号	項目	基準年度 (16年度)	実績 (21年度)	目標量 (21年度)	達成率
1	通常保育事業(定員数)	909名 15か所	698名 15か所	800名 15か所	* 87.3%
2	延長保育事業(設置か所数)	5名 1か所	5名 1か所	5名 1か所	100.0% 100.0%
3	休日保育事業(設置か所数)	0名 0か所	0名 0か所	0名 0か所	- -
4	夜間保育事業(設置か所数)	0名 0か所	0名 0か所	0名 0か所	- -
5	一時保育事業(設置か所数)	3名/1日 1か所	6名/1日 2か所	6名/1日 2か所	100.0% 100.0%
6	特定保育事業(設置か所数)	0名/1日 0か所	0名/1日 0か所	0名/1日 0か所	- -
7	乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・施設型】 (設置か所数)	0名/1日 0か所	0名/1日 0か所	0名/1日 0か所	- -
8	乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・派遣型】 (年間延べ派遣回数)	0回	0回	0回	-
9	子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】 (設置か所数)	0名/1日 1か所	0名/1日 1か所	3名/1日 1か所	0.0% 100.0%
10	子育て短期支援事業 【トワイライトステイ事業】 (設置か所数)	0名/1日 0か所	0名/1日 0か所	0名/1日 0か所	- -
11	つどいの広場事業(設置か所数)	0か所	1か所	1か所	100.0%
12	地域子育て支援センター事業 (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	100.0%
13	ファミリー・サポート・センター事 業(設置か所数)	0か所	0か所	0か所	-
14	放課後児童健全育成事業 (設置か所数)	57名 3か所	108名 6か所	100名 3か所	108.0% 200.0%

\* 「通常保育事業」については、入所希望者の待機はなく、ニーズは100%満たしています。

## 第5節 ヒアリング調査にみる子育て支援の課題と方向性

## （1）現在行っている活動の問題点と今後の方向性について

## ●活動上の問題点

スタッフ等の人材面	→	○スタッフの不足、ボランティアの確保が課題
場所や施設	→	○特に問題はない
資金面	→	○特に問題はない
情報・連絡体制	→	○広報・情報提供の充実、連絡体制の整備が課題
技術・知識	→	○内容充実のため技術・知識の習得が必要
組織運営	→	○改善はみられるが、一層の充実が必要
行政を含む他団体等との関係	→	○協力連携はおおむね良好
その他	→	○母親への支援が必要

## ●今後の施策の方向性・活動の方針

保健センター	→	○現行サービスの充実
保育所	→	○現行サービスの充実、周知・広報の充実
小学校	→	○活動内容等の周知、関係者の理解の促進
放課後児童クラブ	→	○質の高い学童保育サービスの提供
子育てサロン	→	○利用者の主体的な運営参画
育児サークル	→	○屋外での活動、月1回の集い
母子寡婦福祉連合会	→	○母子会員の確保

## （2）子育て・子育て支援の課題と方向性について

## ①保育サービスに関すること

保育所の利用向上	→	○保育サービスの検討（一時預かり、延長保育、除去食対応、病児保育） ○保育料の負担軽減の検討 ○保育関係情報の提供の充実
放課後児童クラブ	→	○定員の増加の検討 ○質の向上
障害児保育	→	○加配手続における特別児童扶養手当申請の検討
その他	→	○働きながらの育児に対する支援

## ②保健・医療に関すること

思春期の性の問題、発達障害	→	○思春期の性の問題、発達障害に対応できる保健医療システムの構築と人材の確保
子どもの病気	→	○夜間・休日でも診療が受けられる体制づくり ○仕事をしている保護者に対する職場等の理解
子どもの医療費	→	○医療費無料を中卒まで延長
予防接種、健康診査	→	○小・中・高校の予防接種率を高める ○1歳児健診も無料化

## ③家庭・地域等での子育て支援

家庭での子育て	→	○人との関わりを家庭でも教える
地域の子育て支援	→	○身近な子育て支援拠点の整備 ○あいさつ、声かけから始まる近所づきあい ○公民館などでの地域活動の充実 ○地域で子育てを担うという意識と見守り体制づくり
職場の子育て支援	→	○産休、育休の充実

## ④教育に関すること

特別支援教育	→	○関係機関が連携した対応（特別支援学級に非該当の児童の対応、発達障害に対する保育所・幼稚園・小学校の連携） ○障害児も参加できる取り組み ○就労につながる支援
学習	→	○小学校低学年で、塾に頼らなくてもよい学習習慣の習得
教育費	→	○奨学金のほかにも助成措置を検討

## ⑤経済的支援に関すること

保育費	→	○保育所、幼稚園の無料化
医療費	→	○小学校卒業時（12歳）までは、医療費の無償化
児童手当	→	○所得制限の撤廃
ひとり親家庭	→	○必要に応じた経済的援助

## ⑥安全・安心に関すること

生活環境	→	○ベビーカーが通しやすい道路の整備 ○安全な公園の整備と管理
防犯	→	○防犯灯の整備 ○性犯罪者の情報提供 ○地域での見守りと普段の近所づきあい
児童虐待	→	○児童虐待に対処する体制の整備 ○虐待は犯罪であるとのPR

## ⑦情報に関すること

要支援児の把握	→	○未就園児の発達障害を早期発見し、適切に対応する体制の整備（保健師の確保）
情報提供	→	○育児で孤立している母親への情報提供 ○情報提供手段の充実、工夫

## ⑧ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関すること

就労環境	→	○フレックスタイムの導入 ○仕事時間の短縮 ○職場の理解、企業への啓発
保育サービス	→	○育休中の保育

## （3）その他

- 子育て支援に対する地域の役割が大きくなっているため、地域自体の活動力や組織力を高めていくことも必要である。
- 子育てサークルなどを支援することで自主性を促し、自助による子育て環境をつくり出していくことも必要になっている。
- 基本的には、好きな人と家庭を持ちたいとか、かわいい子どもが欲しいとか、自然な人間感情に基づかなければ、喜びや幸せを伴う子育てはできないのではないかと。そのため、当面の支援の充実と併せて、長期的な次代の親の育成が必要である。

(4) 行政及び民間の子育て・子育て支援サービスの質及び量の充足状況について



- 入所希望者は全員入所できる。各種保育サービスも徐々に充実してきている。
- 母子保健事業をライフステージに合わせて細やかに実施している。

(5) 行政及び民間の子育て・子育て支援サービスの情報提供や相談体制の充足状況について



- 母子保健事業をライフステージに合わせて細やかに実施している。
- 体制づくりや情報提供はなされてきているが、利用度が低い。
- 利用者サイドまで情報が行き届いていない。

(6) 前期計画策定以降、八幡浜市における子育て・子育て支援施策の変化について



- 徐々に家庭支援において動きが見える。
- ハイリスク児(虐待、要支援)への対応が具体的で細やかになった。
- 保育所の一時預かり、延長保育、放課後児童クラブの設置。

(7) 前期計画策定以降、八幡浜市における子育て・子育て支援施策の充実度について



- 放課後児童クラブが充実している。
- 徐々に家庭支援において動きが見える。
- 保育所の一時預かり、延長保育、放課後児童クラブの設置。
- マンパワーが不足している。





### 第3章 八幡浜市の子どもを取り巻く現状



## 第3章 八幡浜市の子どもを取り巻く現状

### 第1節 少子化の動向

#### ①人口の推移

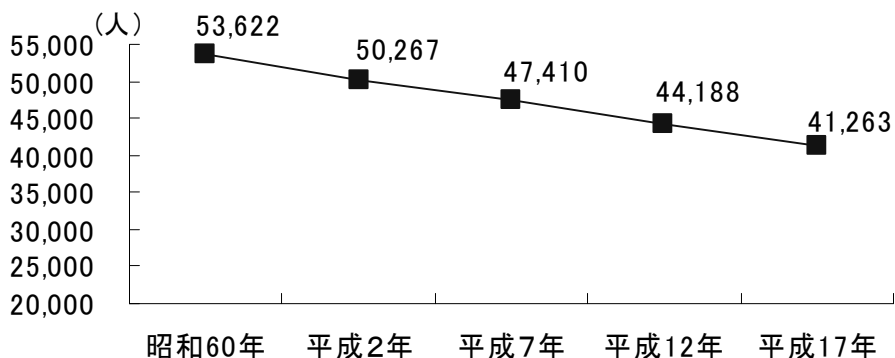
八幡浜市の人口は、これまで減少の一途をたどっています。

##### ■総人口の推移

単位：人

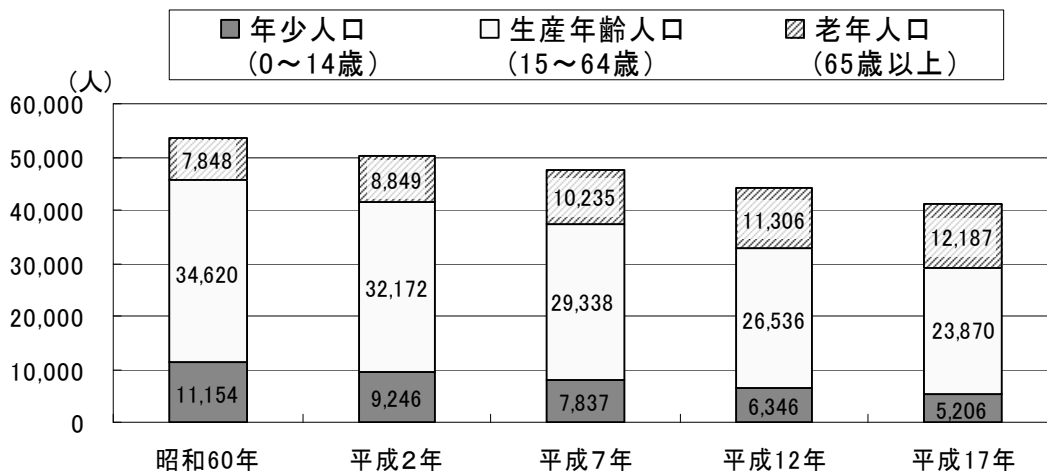
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	53,622	50,267	47,410	44,188	41,263

資料：国勢調査



年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

##### ■年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査

②出生の動向

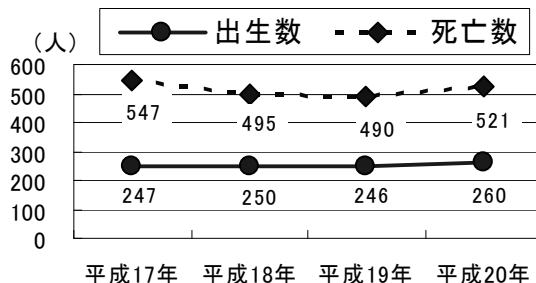
死亡数が出生数を上回り、人口の自然動態は減少しています。

■出生数

単位：人

	H17年	H18年	H19年	H20年
出生数	247	250	246	260
死亡数	547	495	490	521
自然増減	▲300	▲245	▲244	▲261

資料：八幡浜市



③婚姻の動向

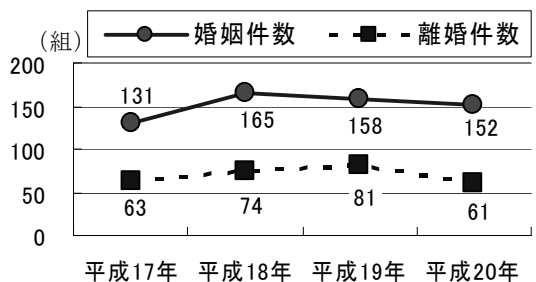
婚姻・離婚件数については、特に増減の傾向はみられません。

■結婚・離婚の状況

単位：組

	H17年	H18年	H19年	H20年
婚姻件数	131	165	158	152
離婚件数	63	74	81	61

資料：八幡浜市



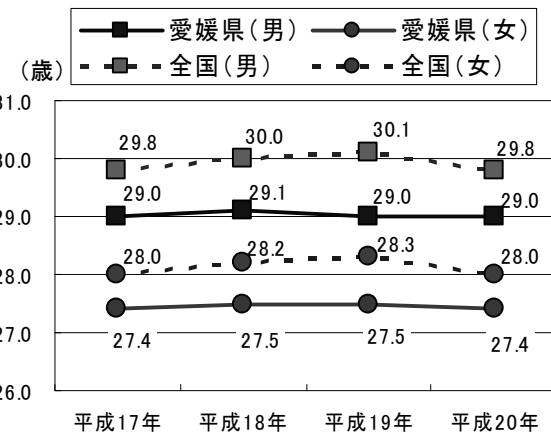
平均初婚年齢について、大きな変動はみられませんが、近年の社会経済情勢などから、今後は晩婚化が進行することも考えられます。なお、八幡浜市においては、愛媛県とほぼ同様の状況です。

■平均初婚年齢

単位：歳

		H17年	H18年	H19年	H20年
愛媛県	男性	29.0	29.1	29.0	29.0
	女性	27.4	27.5	27.5	27.4
全国	男性	29.8	30.0	30.1	29.8
	女性	28.0	28.2	28.3	28.0

資料：八幡浜市

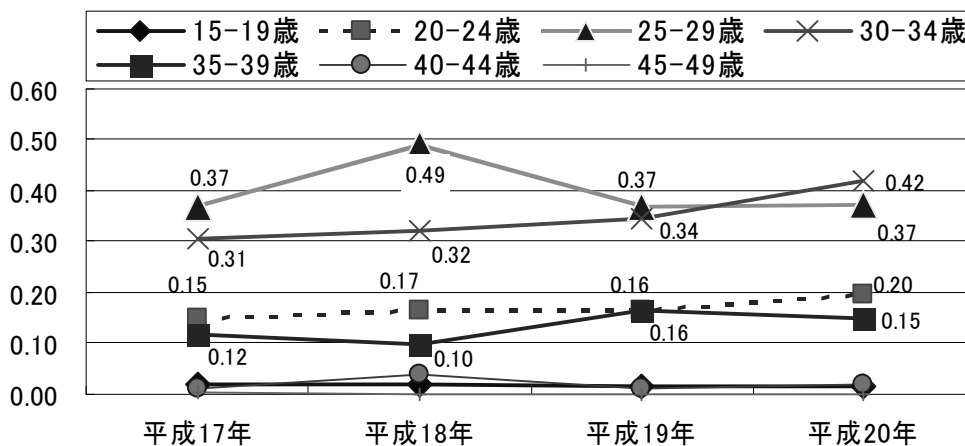


④晩産化、少産化の動向（合計特殊出生率）

出生率が高いのは、25～29歳と30～34歳ですが、30～34歳の方が出生率が上がっており、晩産化の傾向がみられます。

少産化が進行している状況はみられませんが、合計特殊出生率は低く、少子化は進行していくものと思われます。

■母親の年齢階級別出生率

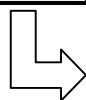


資料：八幡浜市

■八幡浜市の出生率

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成17～21年平均
15-19歳	0.0177	0.0184	0.0158	0.0162	0.0171
20-24歳	0.1487	0.1654	0.1647	0.1960	0.1685
25-29歳	0.3694	0.4903	0.3670	0.3716	0.4006
30-34歳	0.3069	0.3203	0.3449	0.4206	0.3453
35-39歳	0.1191	0.0976	0.1629	0.1487	0.1324
40-44歳	0.0103	0.0385	0.0104	0.0205	0.0199
45-49歳	0.0030	0.0000	0.0000	0.0000	0.0008
計	0.9751	1.1305	1.0657	1.1736	1.0846

資料：八幡浜市



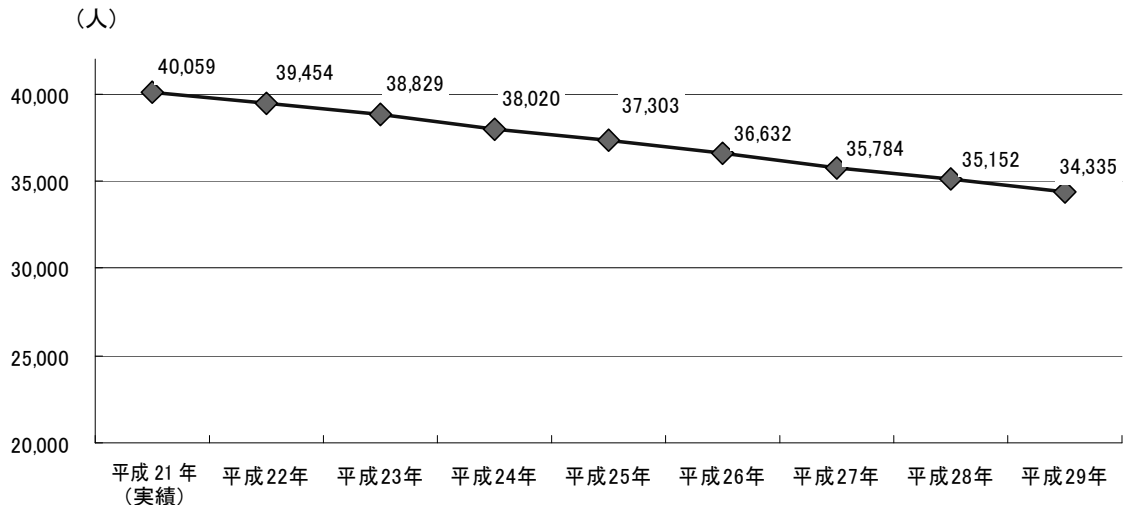
合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、それを足し合わせて、1人の女性が一生に生む子どもの数の平均を求めます。

⑤人口、児童数の将来予測

今後も、八幡浜市の人口は減少し続けるものと予測されます。

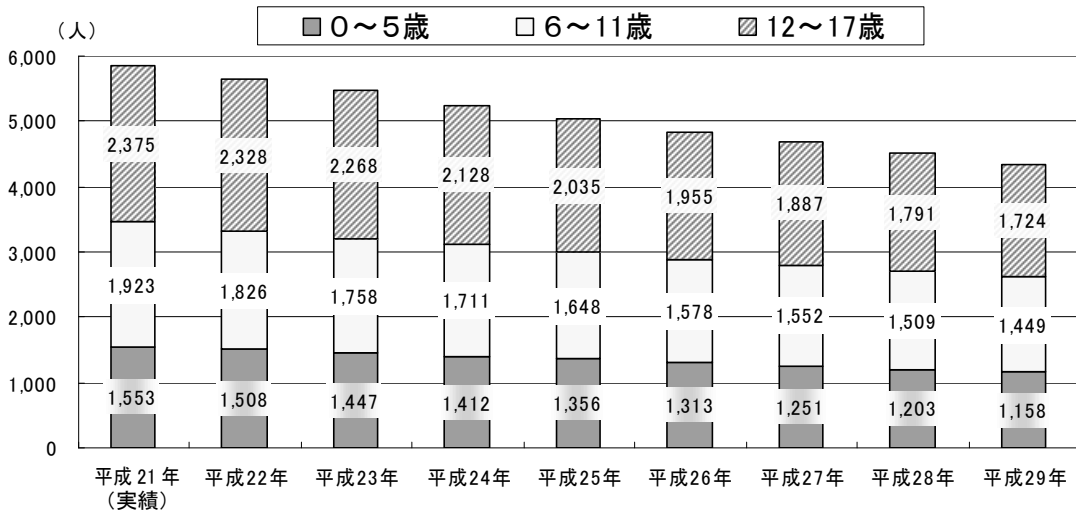
■将来推計人口（総人口）



住民基本台帳からコーホート変化率法により推計

18歳未満の児童人口も減少が見込まれ、少子化の進行が予測されます。

■将来推計児童数



単位：人

	H21年（実績）	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
18歳未満	5,851	5,662	5,473	5,251	5,039	4,846	4,690	4,503	4,331

住民基本台帳からコーホート変化率法により推計

## 第2節 家族や地域の状況

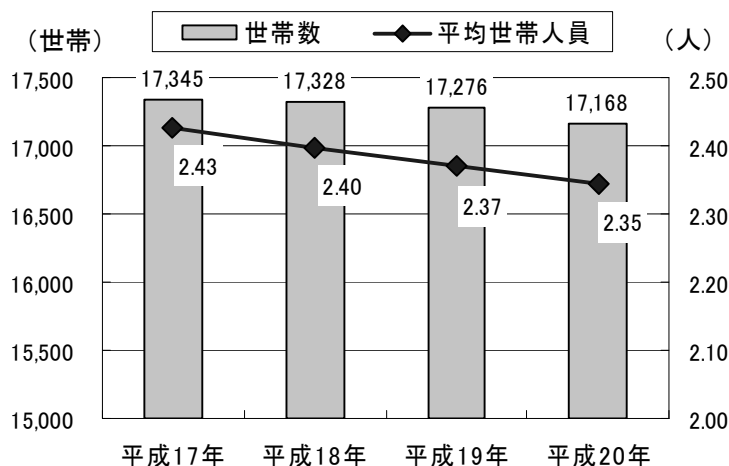
### ①世帯の動向

八幡浜市においては、人口の減少とともに、世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人員も減っており、世帯・家族の機能を地域や社会全体で支え合っていくことが必要な状況です。

#### ■世帯数・平均世帯人員

単位：世帯、人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
世帯数	17,345	17,328	17,276	17,168
世帯人員	2.43	2.40	2.37	2.35



資料：住民基本台帳

母子世帯・父子世帯ともに増加傾向にあります。また、父子世帯よりも母子世帯が多く、母親が子どもを養育している実態がみられます。

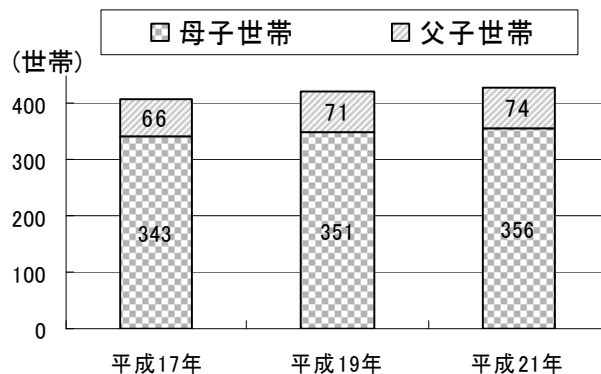
#### ■母子世帯・父子世帯の推移

(2年ごとの調査)

単位：世帯

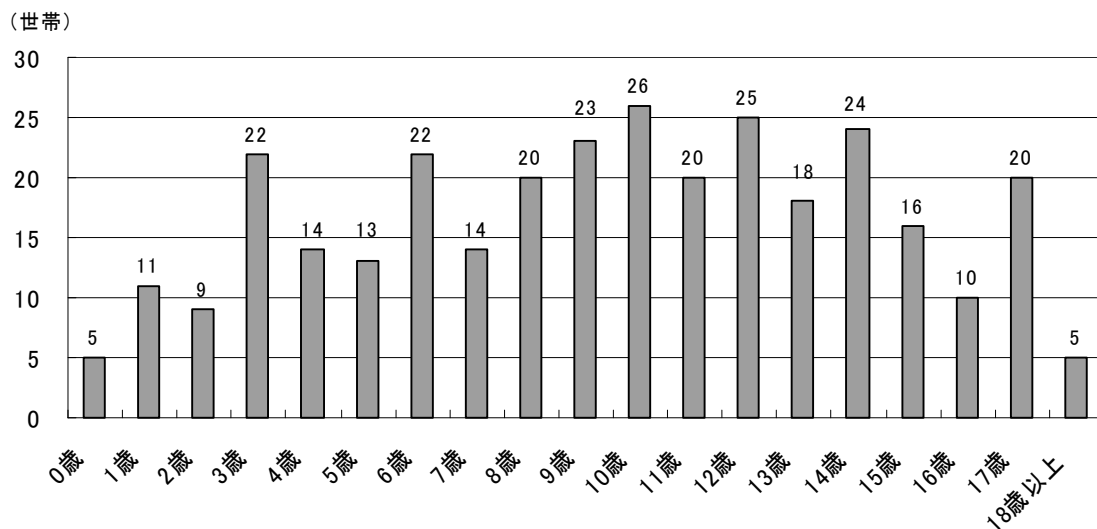
	平成17年	平成19年	平成21年
母子世帯	343	351	356
父子世帯	66	71	74
合計	409	422	430

資料：八幡浜市（4月1日現在）

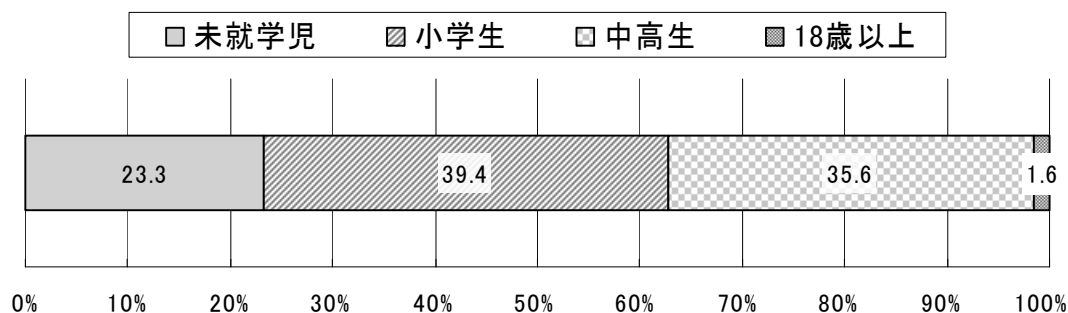


さらに、ひとり親家庭では、未就学児のいる世帯が 23.3%、小学生のいる世帯が 39.4%を占めるなど、年少の子どもを抱えている世帯が多数あります。

■ひとり親家庭における最年少の子どもの状況



資料：八幡浜市（平成 20 年度）



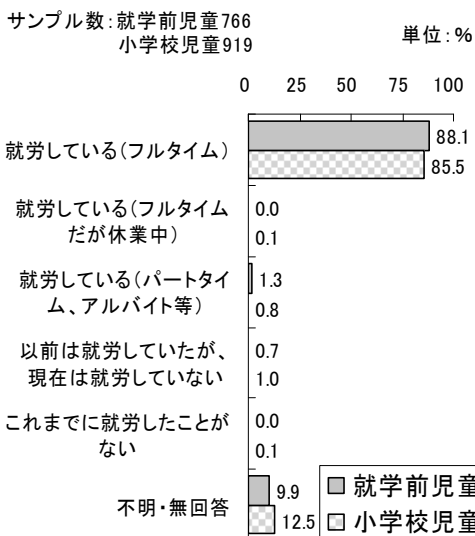


②就労状況

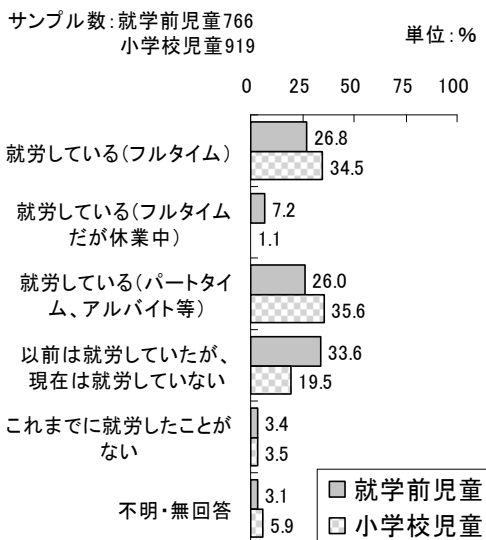
父親はほとんどがフルタイム就労ですが、母親はパートタイム就労とフルタイム就労に二分され、就学前児童の場合は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多くなっています。

■就業形態

●父親の就労形態



●母親の就労形態

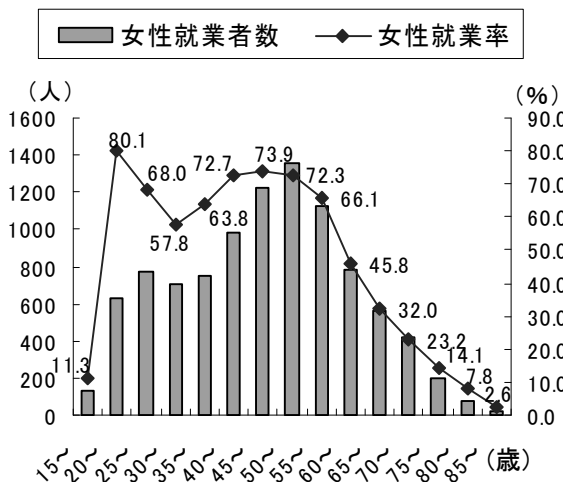


資料：次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査

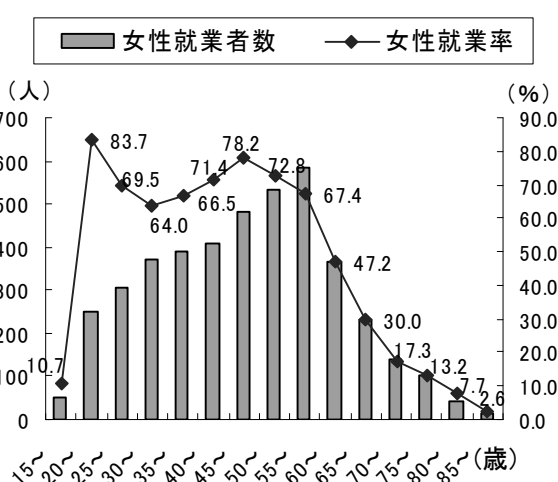
平成12年に比べて平成17年では、いわゆる「M字曲線」のくぼみが浅くなっており、結婚・出産後も継続して働き続ける女性が増えているものと思われます。

■女性の年齢別就業率

平成12年



平成17年

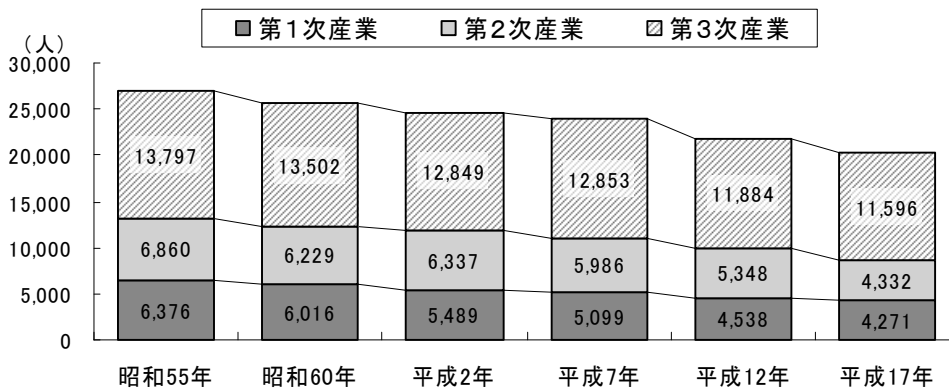


資料：国勢調査

③産業・雇用の状況

産業別就業者数をみると、全体的に減少している中で、特に第1次産業と第2次産業の就業者数が大きく減少しています。

■産業別就業者数



資料：国勢調査

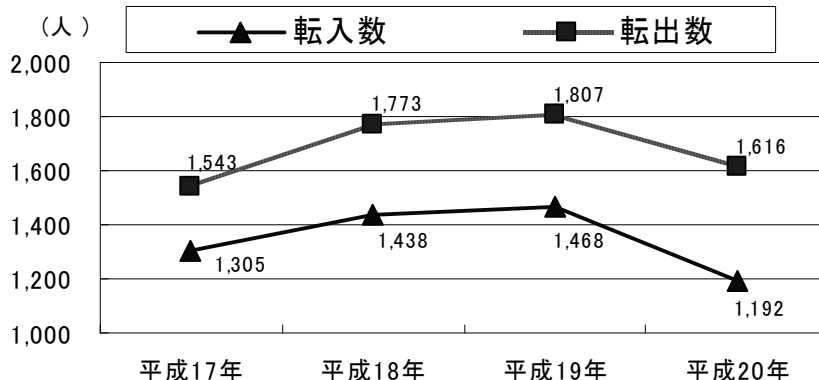
④地域の特性

転出数が転入数を上回り、人口の社会動態は減少しています。その減少幅は、年々大きくなっています。

■社会動態（転入・転出の状況）

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
転入数	1,305	1,438	1,468	1,192
転出数	1,543	1,773	1,807	1,616
社会増減	▲238	▲335	▲339	▲424



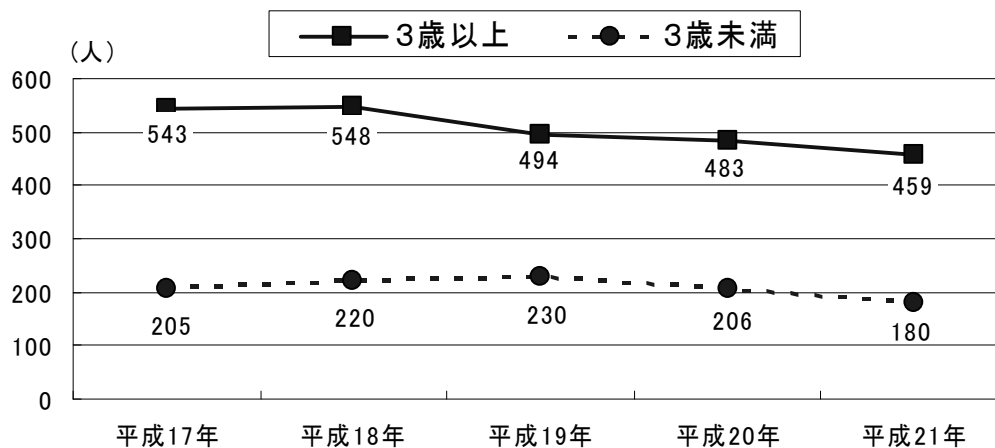
資料：八幡浜市（12月31日現在）

## 第3節 保育所、幼稚園、学校等及び子どもをめぐる問題の状況

## ①保育所数、入所児童数の推移

保育所の施設数は、公立15か所で、入所児童数は、3歳未満児・3歳以上児ともに減少しています。

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数(か所)		15	15	15	15	15
入所児童数 (人)	総数	748	768	724	689	639
	3歳以上	543	548	494	483	459
	3歳未満	205	220	230	206	180

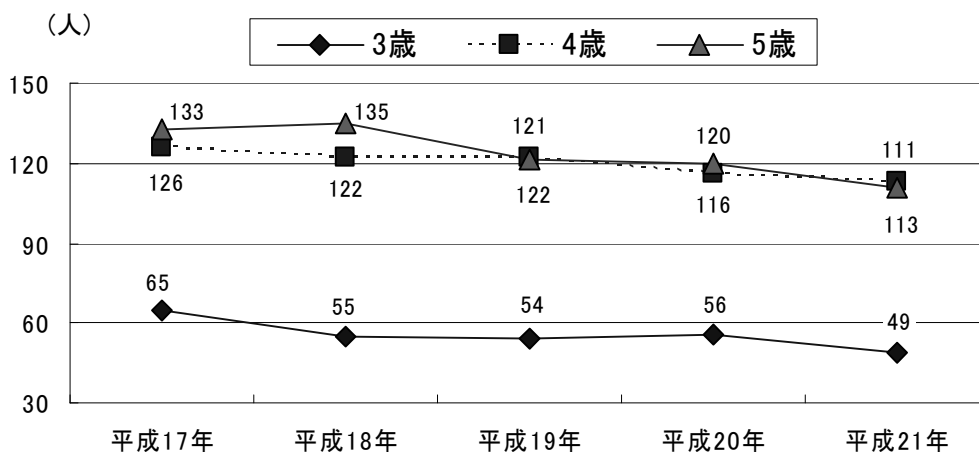


資料：八幡浜市（3月31日現在）

②幼稚園数、園児数の推移、預かり保育の実施状況

幼稚園の施設数は、6か所で、園児数は、3歳児・4歳児・5歳児ともに減少しています。

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数(か所)		6	6	6	6	6
園児数(人)	総数	324	312	297	292	273
	3歳	65	55	54	56	49
	4歳	126	122	122	116	113
	5歳	133	135	121	120	111



	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
公立(人)	139	132	129	136	115
私立(人)	185	180	168	156	158
総数(人)	324	312	297	292	273

資料：八幡浜市（5月1日現在）

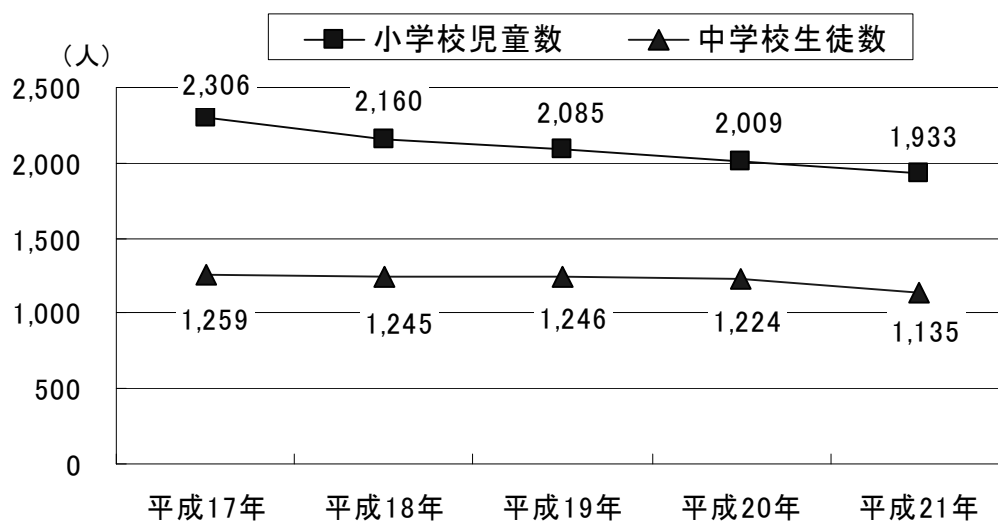
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
預かり保育実施園児数(人)	2,803	3,036	3,017	2,463

資料：八幡浜市（3月31日現在）

## ③学校数、児童・生徒数の推移

小学校・中学校ともに、児童・生徒数が減少しており、それに伴って施設の統廃合も行われています。

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
小学校	学校数(か所)	18	18	17	16	16
	小学校児童数(人)	2,306	2,160	2,085	2,009	1,933
中学校	学校数(か所)	8	8	8	8	7
	中学校生徒数(人)	1,259	1,245	1,246	1,224	1,135



資料：八幡浜市（5月1日現在）

## ④特別支援学級の状況

全体的に児童・生徒数が減少している中で、特別支援学級については、学級数、児童・生徒数ともに増加傾向にあります。

小学校	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
学級数(組)	12	14	17	20	22
児童数(人)	19	17	21	28	37

中学校	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
学級数(組)	5	7	11	11	11
生徒数(人)	8	15	17	16	14

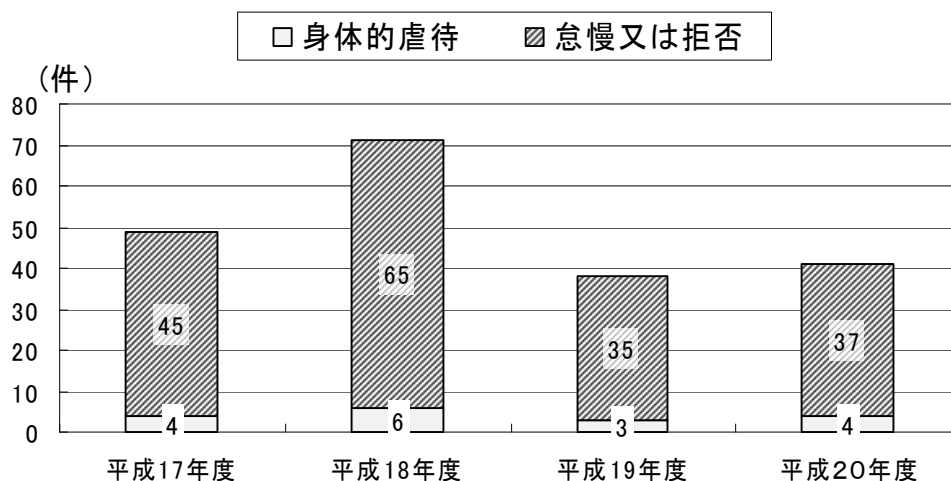
資料：八幡浜市（5月1日現在）

## ⑤児童虐待認知件数の推移

児童虐待認知件数については、心理的虐待及び性的虐待は認知されておらず、全体でも増減の傾向はみられません。

単位：件

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
心理的虐待	0	0	0	0
身体的虐待	4	6	3	4
性的虐待	0	0	0	0
怠慢又は拒否	45	65	35	37
計	49	71	38	41



資料：八幡浜市（4月1日現在）

## ⑥いじめ発生件数・不登校児童生徒数

中学生のいじめについては発生が認められず、いじめ、不登校とも全体に件数は少数ですが、個別の事例への対応や発生の予防に留意する必要があります。

単位：件、人

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
いじめ件数(小学生)	0	0	1	3
不登校児童(小学生)	1	1	2	3
いじめ件数(中学生)	0	0	0	0
不登校生徒(中学生)	7	9	10	9

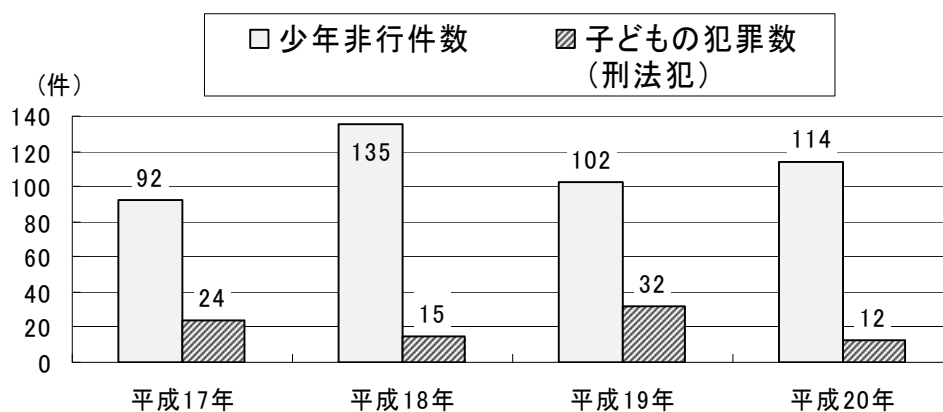
資料：八幡浜市（4月1日現在）

## ⑦少年非行・子どもの犯罪件数

少年非行件数、子どもの犯罪数ともに増減の傾向をみることはできませんが、社会不安や経済不況の中で、今後、子どもを取り巻く環境に配慮していく必要があります。

単位：件

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
少年非行件数	92	135	102	114
子どもの犯罪数 (刑法犯)	24	15	32	12

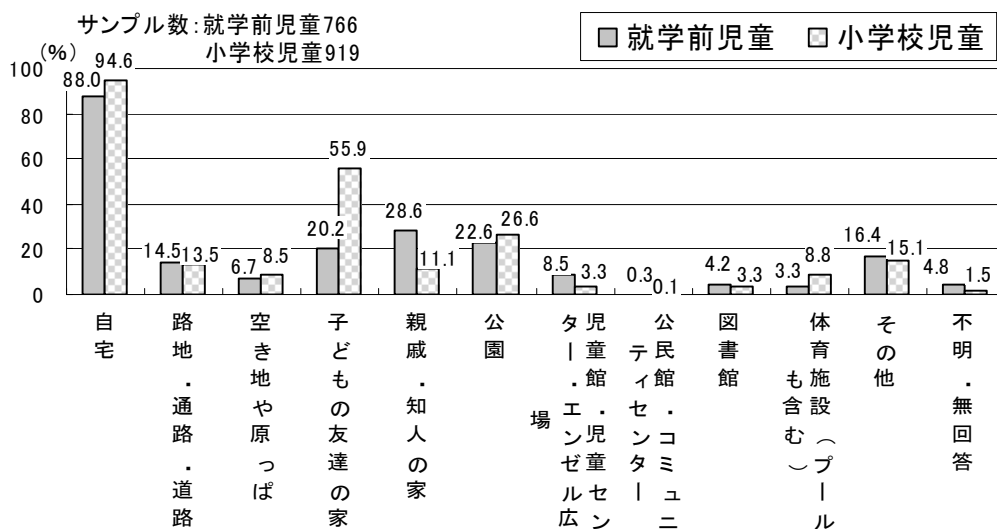


資料：八幡浜市（1月1日～12月31日）

### 第4節 アンケート調査にみる子どもの状況と子育ての実態

#### ①子どもの平日の居場所

平日をどのように過ごしているかについてみると、就学前児童・小学校児童ともに「自宅」が最も多く、次いで、就学前児童では「親戚・知人の家」、小学校児童では「子どもの友達の家」となっています。



資料:次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査



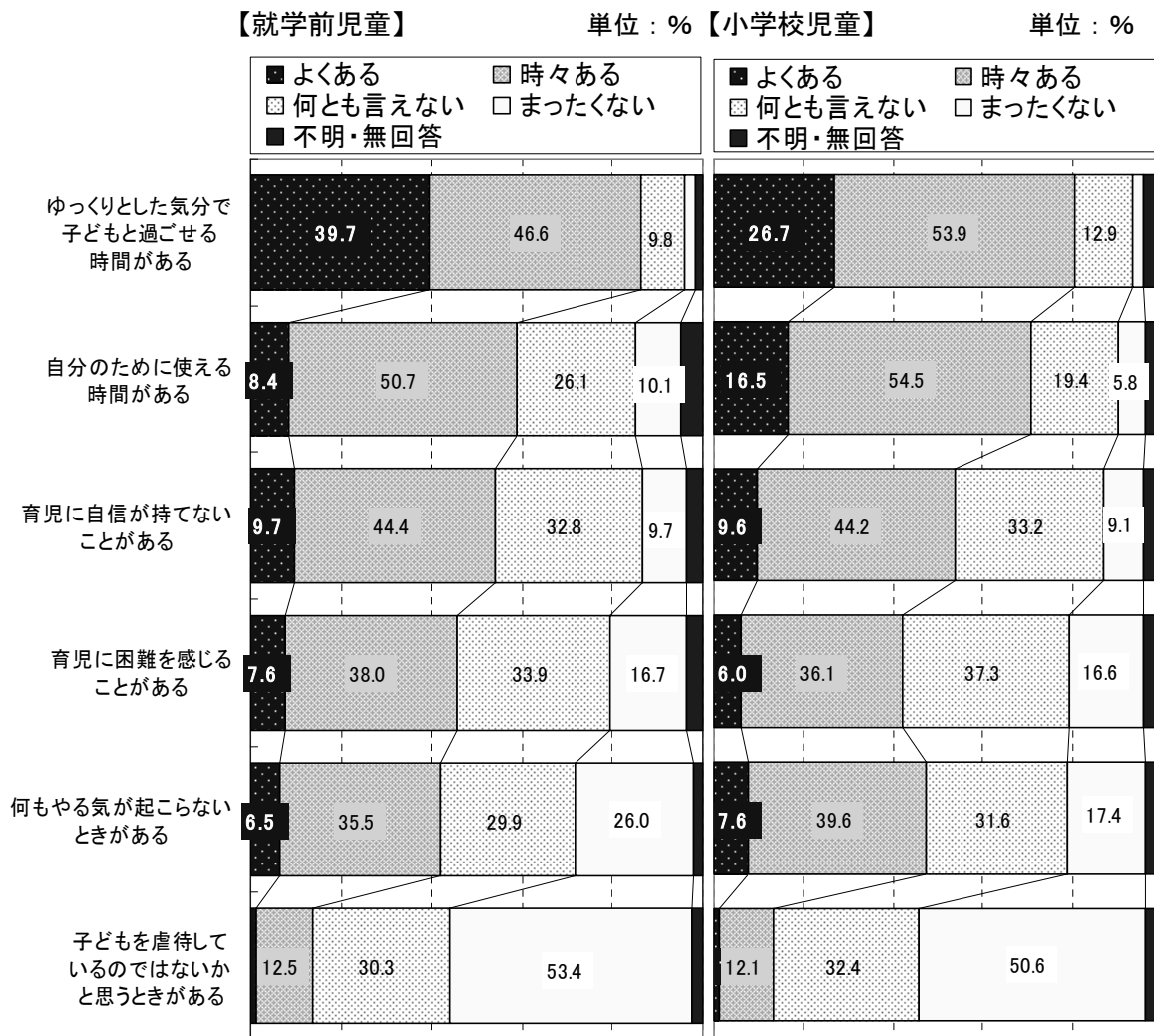
②子育ての実態

■子育てにかかる母親の体調や気持ち

子育てにかかる母親の体調や気持ちについて、「よくある」と「時々ある」を合わせた割合をみると、就学前児童・小学校児童ともに同様の傾向がみられます。

「ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間がある」や「自分のために使える時間がある」では良好な状況がうかがえます。一方、「育児に自信が持てないことがある」や「育児に困難を感じることもある」、「何もやる気が起こらないときがある」では、それぞれ「まったくない」を大きく上回り、子育てに対する不安を抱えている状況がうかがえます。また、「子どもを虐待しているのではないかと思うときがある」は非常に少ない状況です。

サンプル数：就学前児童 766、小学校児童 919



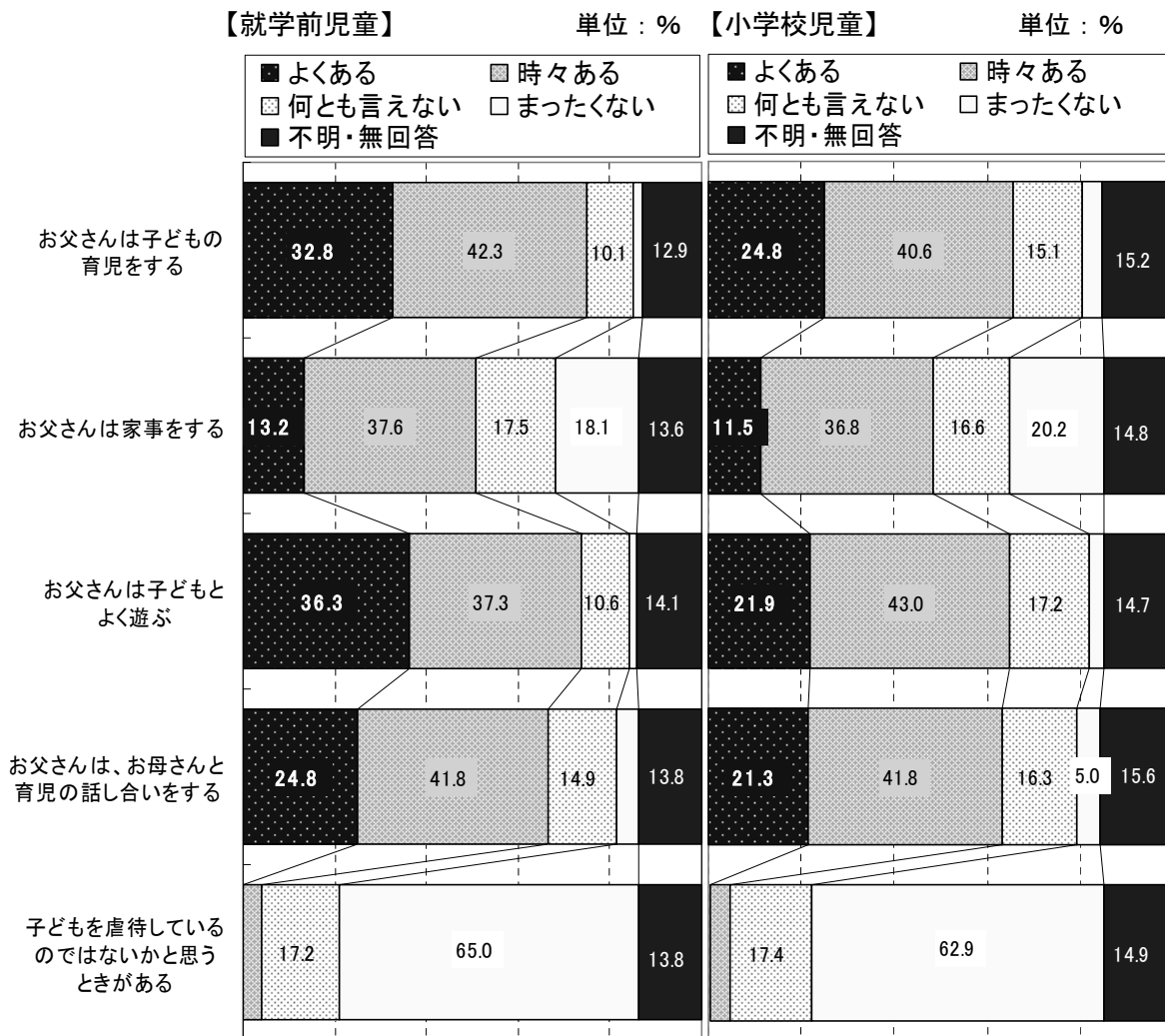
資料：次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査

■子育てにかかる父親の状況

子育てにかかる父親の状況について、「よくある」と「時々ある」を合わせた割合をみると、就学前児童・小学校児童ともに、同様の傾向がみられます。

育児にかかる「お父さんは子どもの育児をする」、「お父さんは子どもとよく遊ぶ」及び「お父さんは、お母さんと育児の話し合いをする」では、父親が育児には関わっている状況がうかがえる一方で、「お父さんは家事をする」では、家事の分担が比較的少ない状況がうかがえます。また、「子どもを虐待しているのではないかと思うときがある」は非常に少なくなっています。

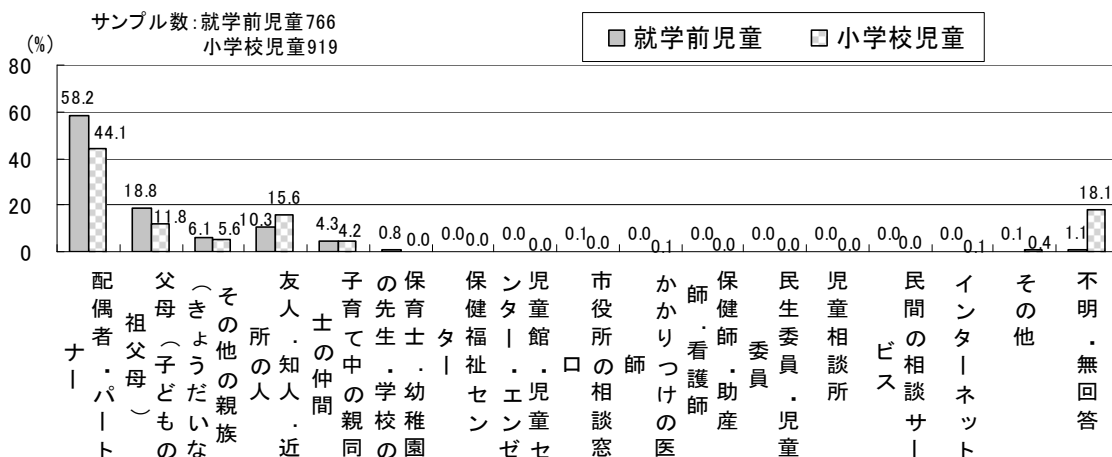
サンプル数：就学前児童 766、小学校児童 919



資料：次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査

■子育てに関する相談相手等

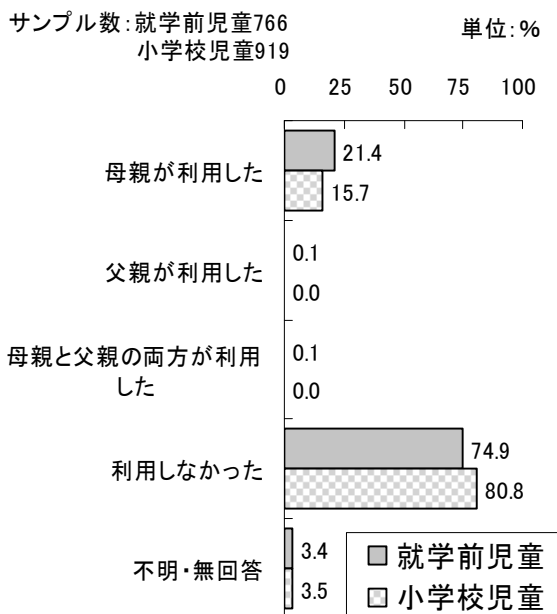
子育てについて気軽に相談できる人の内容についてみると、就学前児童・小学校児童ともに「配偶者・パートナー」が最も多くなっています。



資料：次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査

■育児休業の取得率、その他就労支援制度の活用状況

育児休業の利用状況については、就学前児童・小学校児童ともに「利用しなかった」が70%以上となっています。利用した内訳では「母親が利用した」が大多数を占めています。

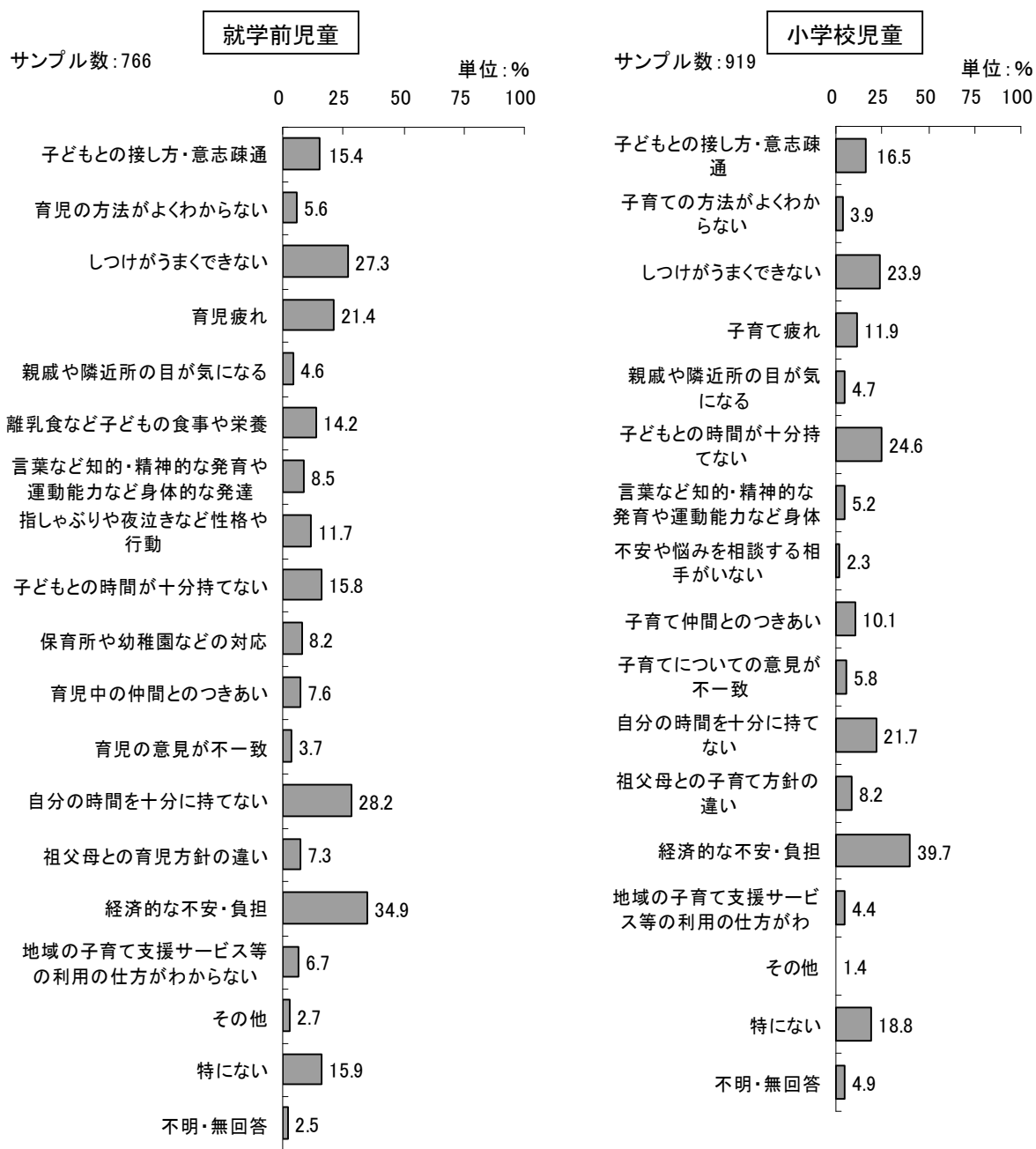


資料：次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査

### ③子育てに関する保護者の意識

#### ■子育ての不安、子育ての負担感

子育てに関して日ごろ悩んだり気になっていることについてみると、就学前児童・小学校児童ともに「経済的な不安・負担」が最も多く、次いで、就学前児童では「自分の時間を十分に持てない」、「しつけがうまくできない」となっているのに対して、小学校児童では「子どもとの時間が十分持てない」、「しつけがうまくできない」となっています。



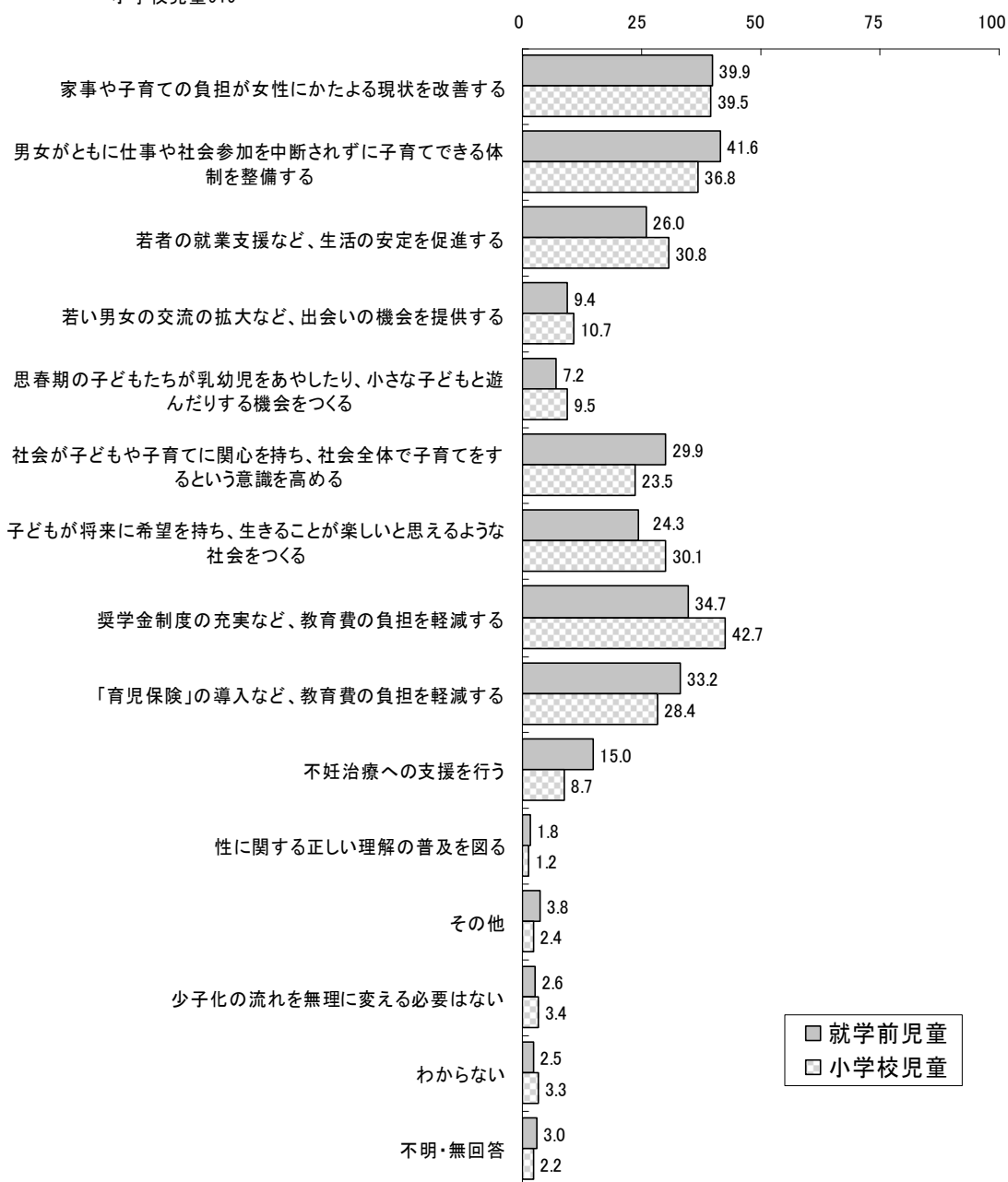
資料：次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査

■子育て支援に関する要望等

少子化の流れを変えるためには、今後どのようなことが最も重要だと思うかについてみると、就学前児童では「男女がともに仕事や社会参加を中断されずに子育てできる体制を整備する」が最も多く、次いで、「家事や子育ての負担が女性にかたよる現状を改善する」となっていますが、小学校児童では「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」が最も多く、次いで、「家事や子育ての負担が女性にかたよる現状を改善する」となっています。

サンプル数：就学前児童766  
小学校児童919

単位：%



資料：次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査



## 第4章 行動計画（個別施策の展開）





## 第4章 行動計画（個別施策の展開）

### ■施策の体系

基本理念	基本目標	施策の目標
子どもも 親も 地域も みんなが輝きあう 八幡浜プラン	1. 子育てを応援する 子育てサービスの 充実したまち	(1) 保育体制の整備
		(2) 多様な子育て支援サービスの充実
		(3) 子育て相談体制の充実
		(4) 子育て情報提供の充実
		(5) 地域における子育て支援ネットワークづくり
		(6) 子どもや青少年の活動の場や機会の確保
		(7) 子どもを社会で育てる意識の醸成
		(8) 子育ての経済的支援
	2. 親と子どもの健康の 確保・増進を支援 するまち	(1) 出産や育児不安への相談体制の充実
		(2) 子どもや親の健康の確保
		(3) 食育(食農教育等)の推進
		(4) 思春期保健対策の推進
		(5) 小児医療の充実
	3. 親と子どもの学び 環境の充実したまち	(1) 親になるための学習環境の整備
		(2) 生きる力の養成と個性を大切に した教育の推進
		(3) 家庭や地域の教育力の向上支援
		(4) 子どもを取り巻く有害環境対策
	4. 子育てを支援する 生活環境の整備さ れたまち	(1) 都市計画に基づくまちづくりの推進
		(2) 安心して子育てできる住環境づくり
		(3) 快適な公園環境の整備
		(4) 安全な道路交通環境の整備
5. 仕事と家庭が両立 できるまち	(1) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進	
	(2) 育児中の親の再就職支援	
6. 子どもが安全に安 心して暮らせるまち	(1) 安全な道路交通の確保	
	(2) 子ども等の安全の確保	
7. 要支援児へのきめ 細かな取り組み	(1) 児童虐待防止対策の充実	
	(2) ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の推進	
	(3) 障害児施策の充実	
子育てを共有・共育できるまち		
子育てにやさしい安全・安心なまち		
子どもの自立支援のまち		

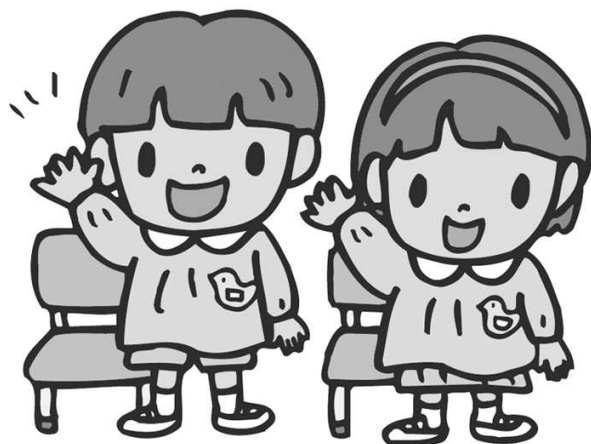
## 第1節 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち

近年のライフスタイルの多様化に伴い、女性の就業率が拡大し、共働きの家庭が増加しており、様々な就労形態に対応できる柔軟な保育サービスが求められています。

現在、八幡浜市においては、特別保育事業として延長保育や一時預かり、乳児保育等を実施していますが、病児・病後児保育などについても、今後のニーズを踏まえながら検討する必要があります。

また、子育て家庭に対する悩みや意見交換の場として、地域において親子が交流できる場や機会を確保し、楽しく子育てができるネットワーク普及のため、子育てサークル支援や子育てネットワークの構築を実施し、その活動を支援することが必要となってきます。

八幡浜市では、児童センターや教育相談室で子育てや教育に関する相談や情報の提供などを行っていますが、今後とも、気軽に悩みなどを相談し、気持ちにゆとりを持って子育てができるように、地域においてさらなる子育て相談・情報提供体制の充実が必要です。



## 1 保育体制の整備

保育サービス量の充実、多様な保育ニーズへの対応など、満足できる保育場所となるための取り組みを進めます。

## ①保育所における保育(福祉事務所)

事業の内容	今後の展開方向
保護者の就労等により保育に欠ける子どもを保育する。 <b>【通常保育】</b> (公立保育所 15 か所) 開所時間 7:30～16:00(6か所) 7:30～17:30(3か所) 7:30～18:00(5か所) 7:30～19:00(1か所) (延長保育)土曜日(～12:00) <b>【その他特別保育】</b> 乳児保育0歳児(6か月児から):9か所 一時保育:2か所 障害児保育:全保育所 アレルギー除去食:3か所	対象児童の円滑な入所を図るため、保育ニーズを的確に把握し、現状の保育サービスの充実・新たな保育サービスの実施を検討する。

## ②保育士の資質の向上(福祉事務所)

事業の内容	今後の展開方向
「園の充実」「子育て支援・地域支援」「保育士の専門性」をより充実させるため、保育に従事する職員一人ひとりの資質向上を目指した研修を実施し、職員全体の専門性の向上を図る。	職員の資質向上のため、今後も継続して実施していく。 参加率は高いが、年々公的補助が減少しており、参加者負担の増加や開催経費の増大への対応が課題となっている。

## ③地域の事情を踏まえた保育所等の確保(福祉事務所)

事業の内容	今後の展開方向
児童数の推移やニーズ、地域の実情を踏まえ必要に応じて保育所等の確保に努める。	保護者・地域の要望、地域の状況を踏まえた上で施設を統合する方向性で検討する。

## ④幼稚園における保育(学校教育課)

事業の内容	今後の展開方向
現在、公立の幼稚園が3か所あり、通常保育のほか、預かり保育を実施している。	多様な保育ニーズに対して、預かり保育の充実などについて、検討する。

## ⑤一時預かり事業・延長保育（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>私的理由等により緊急・一時的に保育を必要とする子どもを保育する。</p> <p>【一時預かり事業】愛宕保育所・喜須来保育所 8:00～16:00 1日のおおむね5人 月15日以内の利用 利用料1日1,500円</p> <p>【延長保育】白浜保育所 18:30 から 30 分の延長保育 利用料月 2,000 円</p>	<p>一時預かり事業・延長保育とも、今後も現状で対応していく。</p>

## ⑥老朽化した施設の整備・改修（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>時代環境に合わせ、老朽化した保育施設の整備・改修に努める。</p>	<p>老朽化した施設が多いため、早急な施設改修に努める。</p>

⑦幼保一元化を含む次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築  
（福祉事務所・学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ社会全体で費用を負担する仕組みづくりが、平成 23 年を目処に国において検討されており、市においても、主体的に実施するサービス給付等にかかる国と地方の役割分担等の検討が必要です。</p>	<p>新たな次世代育成支援のための制度体系の検討等と併せて、認定こども園制度のあり方など、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）のあり方について検討していきます。</p>

## 2 多様な子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、多様な保育ニーズへの対応と地域における子育て支援体制の整備を進めます。

### ①ファミリーサポート事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	住民ニーズに対応して検討する。

### ②乳児保育事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
保育所において0歳児（6か月児から）の乳児を受け入れる。 9保育所で受け入れている。 （白浜・松蔭・神山・千丈・愛宕・双岩・喜須来・川之石・宮内）	保育体制の充実に努める。ニーズへの的確な対応を図る。

### ③病児・病後児保育事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
保育所等に通所中の児童が病気あるいは病気回復期にあり、集団保育が困難な間、その児童の一時預かりを病院・小児科医院等を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援する。	住民ニーズに対応した保育の確保に努める。

### ④病児・病後児保育事業（体調不良型）（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
保育中の児童が、発熱など体調不良となった場合、保育所において、保護者が迎えにくるまでの間、看護師等が医務室で緊急に対応する。	住民ニーズに対応した保育の確保に努める。

## ⑤地域子育て支援拠点事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
地域と連携しながら乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子での遊び、行事、情報交換、育児相談、講習などを通して子育ての負担を軽減するための場の提供をしたり、交流の促進を行う。	現状を維持しつつ、内容の見直しや地域のニーズに応じられるよう柔軟・多様な機能の展開を図っていく。

## ⑥つどいの広場事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
主に0～3歳児の乳幼児を持つ子育て中の保護者が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感を得るとともに、問題解決の糸口とするような機会や場の提供を行う。	今後も、親子が気軽に自由に利用できる交流の場づくりを推進する。 平成 26 年度までに、旧保内町に活動施設（児童館）の整備を目指す。

## ⑦児童館事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
幼児を持つ親子を対象とし、1年間を通して親子のふれあいの場を提供する。	幼児、児童、保護者等の遊びの場として充実を図る。 活動施設は、現状で対応していく。

### 3 子育て相談体制の充実

子どものしつけや接し方など、子育てに不安や悩みを抱える親に対して、気軽に安心して相談できるよう、保健センターや地域子育て支援センター、児童館等での相談体制を一層充実させ、きめ細かな対応ができるように努めていきます。

#### ①相談機能の充実（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
子育て中に生じる様々な問題に対して適切な対応をとることができるよう、専門的なスタッフによる相談事業を行う。	専門的関係機関との連携を図る。 随時相談を行う。

#### ②教育相談室（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
就学児以上の子どもや保護者、教職員を対象に、家庭教育や学校教育、いじめ・不登校問題に関する悩み等を、電話相談や来所相談により受けている。	教育相談室を広く知ってもらい、気軽に利用してもらうための広報活動を検討する。

#### ③適応指導教室（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
様々な問題や悩みを抱えて学校へ通えない子どもたちの適応指導を行う。	対象児童が学校へ通えるようになるための指導体制、環境の充実を図る。

## 4 子育て情報提供の充実

子育て家庭等へ子育てに関する様々な情報が的確かつ確実に提供されるよう、口頭や紙媒体だけでなく、ホームページなど様々な媒体を活用した情報提供等を実施していきます。

## ① マタニティ倶楽部、妊婦体操、両親学級（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
保健センターで、妊婦及び夫を対象に、マタニティ倶楽部(月1回)、すてきなパパとママの教室(両親学級)(年3回)を実施している。	<p>少子化・核家族化がさらに進み、妊娠・出産・育児に対して、身近なモデルになり得る存在が少なくなっている。妊婦が安定した妊娠期を過ごし、両親で自信を持って育児に望めるように、実施内容・方法などを検討する。</p> <p>学級全体を通して1回でも参加された方の割合＝31%を目指す。</p> <p>ハイリスク妊婦(若年妊婦など)の参加を増やす。</p> <p>市立八幡浜総合病院の助産師との協力連携を確保する。</p>

## ② 子育てガイドブック（なかよしランド）の作成・配布（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
子育て支援において、児童センターやつどいの広場のPRは大切な活動のひとつとして取り組んでいる。	<p>対象となる人々がどのような情報を求めているか、情報のニーズについて日ごろの活動を通じて十分に把握し、的確な情報を伝え、信頼を得るよう努めていく。</p> <p>毎月の発行を確保していく。</p>

## ③ インターネットによる子育て情報の提供（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
紙媒体等で提供された子育て情報をインターネット等に掲載する。	八幡浜市の子育て支援の状況が一斉にみられるような内容を工夫する。



## 5 地域における子育て支援ネットワークづくり

子育てを地域全体で支えていくためには、地域において、子育てをサポートしている様々な人や組織が連携し、有機的に機能していくことが重要です。地域における多様な子育てニーズに対応できるよう、子育て支援活動の充実と子育て活動のネットワーク化の充実に努めていきます。

### ①子育てサロン（社会福祉協議会）

事業の内容	今後の展開方向
公民館を会場に、主任児童委員が中心となって、就園前の親子に遊びを提供し、母親同士の連携や、育児の不安解消を図る。	保内地区に拠点を整備していく。 運営の負担を軽減するため、ボランティア等協力者の発掘、各種団体と連携を図る。 児童センターのおもちゃを借りているので、サロン用におもちゃを整備していく。 内容の一層の充実を図るため、世話役の研修会を開催する。

### ②マイ保育所（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
地域の保育所において、母子手帳の交付を受けた妊婦と、保育所に入所していない満3歳までの子どもを持つ親子を対象に、子育ての支援をする。 (平成21年度から開始)	今後も継続し、利用者の増加を図る。

### ③子育てネットワーク（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
子育てグループと子育て支援グループの連携強化を図る。	地域組織活動の継続性を保証する観点からも、共に関わっていくパートナーとして連携強化を図る。

### ④子育てボランティアの養成（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
子育てボランティアを養成し、併せてボランティア活動の場を提供する。	違った機関や周りへの働きかけを積極的に行う。(例: やわたはま元気プロジェクト) 児童センター事業に位置付ける。

## ⑤子育てサークル支援（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
公民館等での遊びを提供している。	児童センターや児童館に行けない親子には、公民館単位での事業で参加もしやすいため、広く参加を呼びかけ、内容の充実を図る。

## ⑥ブックスタート事業（文化振興課）

事業の内容	今後の展開方向
保健センターで実施される「すくすく教室」（4か月児健康相談）時に、赤ちゃんと保護者に対して、1対1で読み聞かせや趣旨を伝えながら、ブックスタートパックを手渡している。	図書館、ボランティア、保健師の意識統一と連携を図り、ブックスタートの趣旨を的確に伝え、充実したブックスタート事業や子育て支援（フォローアップ）に努める。

## ⑦絵本の読み聞かせ（あいうえおはなし会等）（文化振興課）

事業の内容	今後の展開方向
図書館内でのおはなし会、小学校や施設等での読み聞かせ訪問を実施している。	学校や施設等との連携を図り、より一層絵本に親しんでもらうよう努める。 また、読み聞かせボランティアの拡大、育成に努める。

## ⑧育児サークル支援（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
親子の仲間づくり・遊び場・子育ての情報交換のために、マタニティ倶楽部の参加者を中心に育児サークルを立ち上げている。 育児サークルの活動の場も保健センターだけでなく、若草エンゼル広場や児童センター、公園など、それぞれのサークルで考えて、登録している子どもの状況に合わせて活動できている。	育児サークルの運営がスムーズにいくよう支援する。 活動内容は、サークルで考えて実施しているが、必要に応じて支援・協力し、サークル間での情報交換等ができるようにしていく。

## ⑨備品や遊具貸し出し事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
子育てサロン、こどもの城（イベント時）へ備品や遊具の貸し出しを行う。	要請に応じ、今後も貸し出しを行うが、センター行事の日と重なる場合があるので、早めの連絡をお願いする。 また、備品、遊具の充実を図る。

## 6 子どもや青少年の活動の場や機会の確保

子どもや青少年が安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、自立心や仲間意識等を養うとともに、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を拡充していきます。

## ①児童センター・つどいの広場・児童館活動【再掲】（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
子どもや子ども連れで誰でも利用でき、遊びや交流の場を提供したり、また相談やサークル活動の支援を実施している。	現状を維持しつつ、内容の見直しや地域のニーズに応じられるよう柔軟・多様な機能の展開を図っていく。

## ②子ども会活動応援（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
各地域で結成されている子ども会が、子どもたちを中心として自主的に活動し、仲間づくりや異年齢児の交流の場となるよう支援する。	各学校単位の子ども会に対応しているが、要請に応じて支援していく。

## ③児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校1～3年生の子どもを対象として、学校の余裕教室等を活用して、生活と遊びの場を設ける。	保護者のニーズが高まっており、今後2か所増設を目指す。 今後も、増設と質的向上を目指していく。

## ④子どもの地域活動の支援（生涯学習課）

事業の内容	今後の展開方向
八幡浜市スポーツ少年団でサッカーとソフトボールの大会を開催し、県のスポーツの大会と各種市の大会への助成。交流会や体験発表会を開催している。	各スポーツ少年団の活動の充実に目指しながら、ケガ等の予防への講習会等も開催していく。また、総合的スポーツクラブの育成を目指す。

## ⑤学校開放事業（生涯学習課）

事業の内容	今後の展開方向
現在、15校を開放しており、利用種別は、ほぼスポーツ開放となっている。	施設を有効利用し、生涯スポーツの振興を図っていく。

## ⑥青少年ボランティア活動推進事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
青少年体験活動・ボランティア活動拠点として児童センターを活用し、青少年のボランティアの育成、活動活発化に努める。	各学校にも積極的に今後も働きかけていく。 （キャンプやいろいろな行事の手伝いも含めて） 人間関係の希薄化が深刻になる中、青少年の世代間交流は重要な体験と位置付け、人とわかり合うことの楽しさや、認め合えることの喜びなど、ボランティア活動を通して育んでいく。

## ⑦高齢者とのふれあい事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
福祉施設等で定期的に（月1回）高齢者と乳幼児親子が交流する。	核家族化している中、高齢者が子どもたちとのふれあいを通して元気をもらったり、若いお母さんたちがお年寄りから学べるような、自然な交流を心掛けていく。

## ⑧放課後の子どもの居場所づくり（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
児童センター、児童館、学校をはじめとした公共施設等の活用と、家庭・学校・地域・行政が一体となった居場所づくりに取り組む。	小学生はよく来てくれるが、中・高生が少ないので、興味を持つ活動を取り入れて勧誘する。

## 7 子どもを社会で育てる意識の醸成

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考えるとともに、子どもを生き育てることに関心を持ち、それぞれの立場に応じた役割を果たせるよう、様々な情報を提供し意識の啓発に努めます。

### ①子育てに関する意識の啓発（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
児童センター・エンゼル広場の月ごとの行事案内を、保育所・幼稚園・公民館等各関係機関に配布して、情報提供と啓発活動を行っている。	各関係機関に配布していても、全体に情報を浸透させるのが困難な状況である。 子育て支援に、より関心を持ってもらうよう情報提供を強化する。

### ②子育て連絡会（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
年4～5回開催する。各子育て支援の関連機関の代表者により、青少年の健全育成の推進に関する意見交換や調査研究を行う。	現在の活動を継続しながら、子育ての不安解消や虐待の防止対策等についての意見交換が各担当課の施策に反映されるよう努める。

## 8 子育ての経済的支援

子どもを育てていくにあたっては、生活の様々な場面で保育サービスや医療サービスなどに関わることとなりますが、これらにかかる費用は、子育て家庭にとって大きな負担となっています。そのため、できる限りの経済支援を図り、養育費、医療費、教育費などの負担の軽減に努めていきます。

### ①子ども手当（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、従来の「児童手当」に代わり、中学校修了までの子どもを対象として「子ども手当」が創設される。	今後、制度の動向を的確に把握し、適正な実施に努める。

### ②児童扶養手当（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
児童扶養手当は、父母の離婚などによって両親と生計を共にしていない児童（18歳未満）の親あるいは代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される。（従来、母子家庭のみが対象であったものが、父子家庭も対象となる。）	ひとり親家庭の自立・就業の支援に主眼を置き、今後の制度の動向に留意しながら、子育て支援、就業支援（福祉事務所所管）など、地域の現状を把握し総合的に業務を遂行していく。

### ③特別児童扶養手当（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）を家庭において監護している方に対して、国が手当を支給してその児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	受給資格を有しながら手続をしていない人がないように、制度の周知に努める。

### ④災害遺児福祉手当（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
交通災害、労働災害及び天災等による遺児（義務教育終了前又は高等学校等に在学する児童）の保護者に対して手当を支給することにより、遺児の福祉を増進することを目的とする。（県単独事業）	受給資格を有しながら、手続をしていない人がないように、制度の周知に努める。

## ⑤ひとり親家庭医療費補助事業（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
母子家庭等の経済的負担を軽減し、保健の向上を図ることを目的として、世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成する。 （県補助事業）	ひとり親家庭の経済的支援を図るため、現在のまま継続していく。

## ⑥乳幼児及び児童医療費補助事業（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児及び児童を扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成する。（ただし、児童(小学生)については、入院分の申請に限る。）	乳幼児及び児童にかかる医療費は年々増加しているが、引き続き医療費助成を行うことにより、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。

## ⑦重度心身障害者医療費補助事業（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
重度障害者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的として、重度障害者が健康保険による診療を受けた自己負担金を助成する。 （県補助事業）	重度障害者が早期治療により二次予防をすることで進行を防止し、日常の介助による家族の精神的、経済的負担を軽減していくために助成する。

## 第2節 親と子どもの健康の確保・増進を支援するまち

妊娠中から出産後は心身の変化が著しい時期であるため、安心して出産できる環境を確保することが必要になります。そのため八幡浜市では、マタニティ倶楽部・両親学級など、妊娠中の不安を軽減するための事業を実施するとともに、妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、母子健康手帳の交付を行っています。

乳幼児健康診査及び保健指導においては、乳幼児・1歳6か月児・2歳児・3歳児への健康診査・相談、乳児家庭全戸訪問等を行い、乳幼児の疫病や障害の早期発見及び心身の健全な発育・発達を促しています

今後も、これらの事業を継続し、健康管理と育児不安の解消に努めていきます。

また、食生活の変化に伴い、児童における肥満や生活習慣の乱れが問題化してきています。乳幼児期からの正しい食事のとり方や食習慣を確立するため、児童のうちから正しい食生活について関心を持ち、生命の尊さ、食の大切さを学べるように、保育所や小学校などで食育を推進していきます。

さらには思春期にある子どもの健全な心の育成のため、関連機関と連携し、思春期の生徒の心の負担の軽減に努めます。

小児医療については、在宅当番医制の実施や医療費助成を行い、安心できる小児医療体制の確保と保護者の経済的負担の軽減に努めます。





## 1 出産や育児不安への相談体制の充実

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できる快適な環境を確保することが必要です。

妊婦の健康づくり支援とともに、健やかな妊娠期を過ごすことができる環境づくりなど、安全で快適な妊娠・出産の支援が求められています。また、不妊で悩む夫婦に対する支援の充実に努めていきます。

### ①母子健康手帳の交付（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>妊娠の届出があったすべての妊婦に対して、保健センターで母子健康手帳を交付している。同時にアンケートを記入してもらい、保健指導も実施している。</p> <p>体調不良等で本人に直接会えない場合もあるが、後日アンケートを送ってもらい電話等で確認するようにしている。</p>	<p>今後も、母子の健康管理のためすべての妊婦に母子健康手帳を交付していく。</p> <p>その際、母子保健サービスの紹介等にも努めていく。</p>

### ②マタニティ倶楽部、妊婦体操、両親学級【再掲】（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>保健センターで、妊婦及び夫を対象に、マタニティ倶楽部（月1回）、両親学級（年3回）を実施している。</p>	<p>少子化・核家族化がさらに進み、妊娠・出産・育児に対して、身近なモデルになり得る存在が少なくなっている。妊婦が安定した妊娠期を過ごし、両親で自信を持って育児に望めるように、実施内容・方法などを検討する。</p> <p>学級全体を通して1回でも参加された方の割合＝31%を目指す。</p> <p>ハイリスク妊婦（若年妊婦など）の参加を増やす。</p> <p>市立八幡浜総合病院の助産師との協力連携を確保する。</p>

### ③妊産婦訪問指導事業（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>育児支援が必要な乳幼児の家庭に訪問指導を実施。</p> <p>対象：要経過観察者（乳幼児健診・相談で訪問が必要な妊産婦など） （「2-（1）-⑥家庭訪問」に含まれる）</p>	<p>育児支援を必要とする母子のために、継続的に訪問していく。</p>

## ④こんにちは赤ちゃん訪問（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
赤ちゃん訪問として、第1子に対して訪問指導を実施していたが、平成19年より「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」として生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、訪問指導を実施している。	対象者に対して、全戸訪問を実施する。また訪問できない家庭には、電話での情報把握ができているので、現状維持をしていく。

## ⑤育児電話相談（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
保健センターにかかってきた電話相談で、育児に関する相談に関して、保健師、保育士、栄養士が相談に応じている。	引き続き、電話による相談に対応していく。

## ⑥家庭訪問（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
育児支援が必要な乳幼児、家庭に訪問指導を実施。 対象：要経過観察児・者（乳幼児健診・相談で経過観察が必要な児・母親、訪問が必要な妊産婦、未熟児など） 育児支援訪問（養育者が精神的な不安のため育児支援が必要な家庭）⇒詳細は「7-(1)-②虐待相談事業」へ	乳幼児の成長・発達支援、また育児支援を必要とする母子のために、継続的に訪問していく。

## ⑦療育相談（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
「発達支援センター巣立ち」で、子どもの育ちに不安を感じている保護者の相談に専門医等が応じている。	今後も、専門医と連携して子どもの発達相談に対応していく。 また、関係機関と連携を図り、子どもの育ちのフォロー体制の充実を図っていく。

## ⑧幼児期の健康づくり講座（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>【歯みがき教室】虫歯予防のための食事やおやつのとりの方や、しっかり噛むことの大切さ、上手な歯みがきの方法など、歯科衛生士がお話します。</p> <p>【性教育】保育所・幼稚園に出向いて、命の大切さについて保健師がお話します。</p> <p>【食教育】『ぱくぱく元気っ子教室』4～5回シリーズでいろいろな食体験をすることで、食の大切さを栄養士がお話します。</p> <p>【食べ物教室】子どもたちに身近な劇を通して、バランスよく食事することの大切さをお話します。</p>	<p>今後も、関係機関と連携して子どもの健康づくりに努めていく。</p>

## ⑨特定不妊治療費助成事業（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を受けられる夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成する。</p>	<p>今後も、制度の周知徹底とプライバシーの保護の徹底に努める。</p>

## 2 子どもや親の健康の確保

子どもは健康な家庭で健やかに育ちます。また、子どものケガや事故は、家庭内で多く発生しています。

子どもと親の健康の確保に向け、子どもの成長に合わせ、親と子の健康づくりを推進していくとともに、健診等の機会を活用し保護者に家庭内における子どもの事故防止の周知・指導を行います。

### ①妊婦健診事業（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>妊婦健康診査は医療機関に委託して実施している。</p> <p>母子健康手帳交付時に受診票を交付し、県内の医療機関どこでも利用できる。里帰り出産等で県外の医療機関を受診した場合は、償還払いで対応している。</p>	<p>国の方針に基づき、県内の市町と統一した内容で実施していく。</p>

### ②4カ月・7カ月・10カ月児健康診査・健康相談（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>八幡浜市では、乳児期に3回、健康相談を実施している。</p> <p>3～5か月児を対象に『すくすく教室』、6～8か月児を対象に『のびのび教室』、9～11か月児を対象に『よちよち教室』がある。</p> <p>旧八幡浜地区・旧保内地区に分けて、2会場で隔月に実施している。</p>	<p>乳児期の発達段階に応じた健康相談が実施できているので、乳幼児の健康づくりと家庭内の事故防止のため、現状維持する。</p>

### ③1歳6カ月児健康診査・3歳児健康診査・2歳児健康相談（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>1歳6か月児健診（1歳6か月児対象）、『ぴよんぴよん教室』（2歳児対象）、3歳児健診（3歳3か月児対象）の健康診査2回、相談1回を幼児期に実施している。</p> <p>旧八幡浜地区、旧保内地区に分けて、2会場で2か月に1回ずつ実施している。</p>	<p>幼児の成長・発達に合わせた適切な時期に健診、相談を行うとともに、家庭内における子どもの事故防止のため、現状を維持していく。</p>

## ④感染症予防（予防接種）事業（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>平成20年度から、中学1年生と高校3年生を対象に、麻しん風しん混合予防接種を実施している。</p> <p>感染症予防のため、乳幼児相談、健診ごとの年齢に応じた予防接種券を発行している。</p> <p>また、学童期の予防接種は、小学校6年生を対象に三種混合2期を実施している。</p>	<p>学童の予防接種については、今後、幼児期に三種混合1期初回の予防接種を徹底し、接種率の底上げをしていく。</p> <p>中学1年生と高校3年生の、麻しん風しん混合予防接種は、接種率95%を目指し、推進していく。</p> <p>個別接種の推進。各機関（学校や保育所等）と連携し、未接種者への接種勧奨を行う。</p>

## ⑤子育て発達相談（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>子どもの育ちや発達などに不安や問題を持つ親子への相談の場を提供するため、愛媛子ども療育センターの協力により保健センターで実施している。</p> <p>予約制 8回／年</p>	<p>今後も継続していく。</p>

## ⑥遺伝相談（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>専門の医師により、遺伝に関する悩みや子どもの発達についての相談を行う。</p> <p>1次相談は常時開設しており、必要に応じて2次相談を開設する。</p> <p>※1次相談は保健所保健師、2次相談は遺伝相談員（医師）が従事する。</p>	<p>今後も継続していく。</p>

### 3 食育（食農教育等）の推進

食生活は、栄養という面だけでなく、生活習慣、親子の関係などにも波及する基本的な問題として食育の重要性が見直されています。子どもの豊かな心と健やかな心身を育むために、子どもに食事の大切さを教え、良い食習慣を身につけるよう地域ぐるみで食生活の改善に取り組んでいきます。

#### ①幼稚園、小・中学校における、様々な食体験の推進（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>食に関する指導や食育体験活動を実施する。</p> <p>幼稚園においては、「②ぱくぱく元気っ子クラブ・食べ物教室」を実施している。</p> <p>小学校においては、学年別テーマにそった「食育授業」の依頼があった小学校のみで実施している。</p> <p>中学校においては、依頼があったときのみ対応している。</p> <p>また、八幡浜市食生活推進協議会主催の事業で、各地域で、幼稚園、保育所、小・中学校において対象者と関わる機会がある。</p>	<p>目標を達成するために、他の実施主体と情報交換しながら、それぞれの役割を認識し、それぞれの年代の対象者に対し、もれなく食育体験の機会が与えられるようにしていく。</p>

#### ②ぱくぱく元気っ子クラブ・食べ物教室（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>食教育を実施する。</p> <p>平成15年度から、食べ物教室を開始し、平成16年度からぱくぱく元気っ子クラブを開始し、現在に至っている。</p> <p>食べ物教室は3つのテーマ（①うんちの話②3つの栄養バランスの劇③早寝早起きの劇）、ぱくぱく元気っ子クラブは継続して5つのテーマ（①旬の食べ物を知ろう②食事マナー③バイキングごっこ1④バイキングごっこ2⑤レストランごっこ）で実施している。</p>	<p>食育教室を継続実施しながら、関係者や他の実施主体との連携を大切に、新しい制度や情報も取り入れ、より目標に近づけるよう実施内容を検討する。</p>

## ③健康相談（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>正しい食習慣、生活習慣を体得する。</p> <p>平成18年度から、浜っ子元気っ子クラブは中止し、「①幼稚園・小・中学校における、様々な食体験の推進」の中の「小学校食育授業」に移行している。</p> <p>健康相談は、平成18年度までは市内すべての小学校へ周知していたが、平成19年度からは、依頼があった小学校へのみ出向している状況である。</p>	<p>小学校4年生で実施される小児生活習慣病予防のための血液検査のフォローの場として健康相談を実施しているが、全小学校に希望調査を行い、適切な相談業務ができるように、周知方法、実施方法、実施内容など検討する。</p>

#### 4 思春期保健対策の推進

心と体の調和のとれた総合的な健康づくりを推進します。

##### ①思春期健康教室（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
各学校において、薬物乱用防止教室の実施や性教育の授業公開などを通して、思春期の児童・生徒に起こる心や体の変化について学習する。	次世代育成支援地域行動計画、健康づくり計画等に明記した思春期対策として取り組めるよう、保健所は、教材や媒体の貸し出しに協力する。

##### ②思春期教室（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
思春期の子どもが自分の健康を適切に管理していくことができるよう、小・中学校で教室を実施する。	必要に応じて実施していくよう検討する。

##### ③思春期相談（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
思春期の心と体に関する悩み、また、不登校、摂食障害などについて専門医による相談を行う。	必要に応じて実施していくよう検討する。

##### ④幼児期からの性教育（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
幼児期からの性教育「いのちきらきら講座」は各保育所・幼稚園に出向き、赤ちゃん誕生のエプロンシアター等を行う。保護者には、性を語ることは命を語ることであることや、10代の子どもたちの性意識や性行動について等の講話を実施している。	今後も実施していく。



## ⑤赤ちゃんとのふれあい体験教室（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
学童への性教育「思春期ふれあい体験教室」の中で、乳児の世話や抱っこを体験したり、妊婦さんやお母さんに子育てのお話を聞くことで、命の尊さを感じてもらう機会を設けている。	今後も実施していく。

## ⑥性教育講座（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
中学生への性教育「中学生への性教育講座」は、各中学校に出向き、3年生を対象に、助産師と共に胎内の赤ちゃんの成長や出産、子育てについて話す。また、人工妊娠中絶や性行為感染症などの話を実施している。 高校生への性教育は、平成 21 年度から「高校生のためのピアカウンセリング講座」を実施予定。医療大学の学生の協力により実施。	今後も各機関と連携し、ライフサイクルにそった性教育を実施していく。

## ⑦薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
各学校において、青少年の喫煙による害や薬物に対する正しい知識を啓発し、麻薬や覚せい剤などの乱用を許さない社会を築く。	次世代育成支援地域行動計画、健康づくり計画等に明記した思春期対策として取り組めるよう、保健所は、教材や媒体の貸し出しに協力する。

## 5 小児医療の充実

小児医療の充実・確保のため、医療機関等と連携して、休日等の診療体制の確保などに取り組みます。

### ①発達支援関係連絡会（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
乳幼児の発達に関する知識・技術の向上を目指して研修及び連絡会を開催する。	今後も継続していく。

### ②未熟児養育医療給付事業（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
出生体重 2,000g以下又は生活力が未熟な赤ちゃんで、入院療育が必要な乳児に対する医療費の公費負担を行う。 (所得により一部自己負担あり)	継続して実施する。

### ③小児科在宅当番医運営事業（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
休日の子どもの病気等に対応するため、小児科が日曜・祝日に輪番制で診療を行う制度。 (平成20年度から実施)	今後も近隣市町と連携した対応を行う。

### 第3節 親と子どもの学び環境の充実したまち

八幡浜市では、家庭や学校、地域社会が連携し、豊かな人間性を育む教育や、個性を生かし多様な能力を育む教育を推進するため、見守り支援体制づくりや職場体験事業などを行っています。

家庭や地域における教育力を総合的に高めるために、子どもの多様な体験活動の充実等、家庭や地域で楽しみながら社会性・創造性を育めるよう地域での育成環境の充実に努め、交流事業を進めていきます。

また、子どもたちが学習内容を確実に身につけるとともに、自ら考える力や学ぶ意欲などの「生きる力」を育むことができるよう、個性に応じたきめ細かな指導体制・方法の充実に努めていきます。



## 1 親になるための学習環境の整備

子育て中の親に対しては、子どもだけではなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てができるよう学習機会や相談機会の充実に努めていきます。また、次代の親となる子どもに対しては、子どもを生み育てる喜びを実感できるよう世代間交流の機会を設けるなど、親になるための学習環境の整備に努めます。

### ①教育相談体制（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
各学校や教育委員会に教育相談体制を確立し、相談に対応している。	各学校と教育委員会の連携をより強化し、児童・生徒や保護者の悩み等に対応する。

### ②訪問型家庭教育相談体制（生涯学習課）

事業の内容	今後の展開方向
八幡浜市家庭教育支援チームを設置し、公民館において子育てに関する「家庭教育相談」を実施し、訪問型による情報や学習機会の提供及び教育相談に対応している。	地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」が、家庭や企業への訪問による情報や学習機会の提供、相談体制を継続し、積極的かつきめ細かな家庭教育支援を実施する。

### ③中高生による実習・職場体験（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
乳幼児とのふれあい・体験学習。 中学校における職場体験学習(キャリア教育)のひとつとして位置付けて展開している。 中学校家庭科の授業の中で展開している。	キャリア教育としての職場体験学習及び家庭科の授業を中心に展開を奨励していく。 保育所・幼稚園との一層の連携を図っていく。

### ④赤ちゃんとのふれあい体験教室【再掲】（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
学童への性教育「思春期ふれあい体験教室」の中で、乳児の世話や抱っこを体験したり、妊婦さんやお母さんに子育てのお話を聞くことで、命の尊さを感じてもらう機会を設けている。	今後も実施していく。

## 2 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

次世代の親の育成と豊かな人間性の成長に向けた多様な教育活動と開かれた学校づくりを推進していきます。そして、子ども自身が生きる意義を認識するとともに、個性・可能性を伸ばし、自ら考え学ぶ意欲など、生きる力を育むことができるよう、きめ細かな教育を推進していきます。

### ①職員の資質の向上（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>子どもに関する行政職員や教職員等の資質向上を目指し、知識の共有化等に努める。</p> <p>八幡浜市教育重点施策の設定と市教育研究推進計画の策定と実施に努める。</p> <p>県教委、文部科学省等の研修への協力及び各学校の研修体制の充実への支援に努める。</p> <p>ブロック研究体制の一層の推進と指定校事業の積極的な活用に努める。</p>	<p>教職員が子どもと向き合う時間を多く確保しながら、研究・研修体制の整備に努めていく。</p>

### ②確かな学力の向上（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>八幡浜市教育重点施策の設定と市教育研究推進計画の策定と実施に努める。</p> <p>全国学力・学習状況調査を受けて、分析を行い、各校の学習指導等の充実の支援に努める。</p> <p>加配教員を中心とした校内研究体制の充実への支援に努める。</p>	<p>確かな学力の定着と向上に向けた研究・研修体制の一層の整備に努める。</p> <p>市単独で教育活動指導員を採用枠を拡大し、少人数指導・TT 指導の一層の充実を努める。</p>

### ③学校支援事業（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>各学校、幼稚園及び保育所、児童館との地域社会の連携を強化する。</p> <p>中学校校区を単位としたブロック研究推進体制(7ブロック)の強化・充実及び地域との連携強化に努める。</p> <p>三層情報還流方式によるいじめ対策委員会の充実を努める。</p>	<p>今後もブロック研究推進体制と三層情報還流方式を継続するとともに、学社融合を一層推進する。</p>

## ④開かれた学校づくり（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>ブロック研究推進体制の充実による地域人材の一層の活用を図る。</p> <p>道徳の時間や特別活動において積極的に地域人材の活用を努める。</p>	<p>地域人材の活用場面を各校の教育課程に位置付けるなど、一層積極的な活用を奨励する。</p> <p>地域人材の掘り起こしと人材バンクの一層の活用を図る。</p>

## ⑤体験活動事業（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>小・中学生の職場体験を行う。</p> <p>働く意味、勤労意欲等キャリア教育の一層の充実を図る。</p> <p>キャリア教育の一環として職場体験を位置付け、中学生を中心に体験活動を企画・実践する。</p>	<p>自ら生き方を高めるためのキャリア教育としての一層の充実を図る。</p> <p>森林等の豊かな自然環境、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動に取り組む。</p> <p>特別活動における進路指導と関連させながら、職場体験を継続する。</p> <p>ハローワークや各事業所等との連携強化に努める。</p>

## ⑥環境教育（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>環境教育に関心を持ち、より良い環境づくりに主体的に取り組む児童・生徒の育成に努める。</p>	<p>環境教育を積極的に推進するための現職教育の一層の充実を図る。</p> <p>環境や環境問題に関心を持ち、自分との関わりについて理解を深めるための教材の一層の開発に努める。</p>

## ⑦不登校児童生徒への対応（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>不登校、いじめ、非行などの予防や解消のための相談など、適切な指導に努める。</p>	<p>現在実施の活動は継続する。</p> <p>関係機関との連携を密にし、該当児童生徒や保護者への相談対応、支援を充実させる。</p>

## ⑧教育環境の整備（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>安全な教育環境づくりを行う。</p> <p>現在八幡浜市には小学校 16 校、中学校7校があるが、小・中学校の校舎、屋体で耐震改修の必要な非木造の棟が 27 棟あり、その内大規模な地震で倒壊する危険性の高いIs値 0.3 未満の校舎、屋体が 11 棟ある。</p>	<p>児童生徒が1日の大半を過ごす校舎屋体を耐震化することは、児童生徒の安全性を確保すると共に、市民の避難所となっていることから早急な耐震化が必要であるため、安全な教育環境をつくるため計画的な整備を実施する。</p> <p>第3次地震特措法の期限である平成 22 年度末までにIs値 0.3 未満の 11 棟の耐震化工事をまず実施し、大規模な地震に倒壊する危険性の少ないIs値 0.7 未満の校舎屋体 16 棟をすべて耐震化することを目標とする。</p>

### 3 家庭や地域の教育力の向上支援

地域や家庭での教育を通じて、子どもたちの生きる力を育めるよう、地域と家庭の教育力の向上に向けた支援をしていきます。

#### ①家庭教育支援（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>各学校単位におけるPTA活動の一層の充実を図る。</p> <p>八幡浜市PTA連合会を中心とした研修活動の一層の充実を図る。</p> <p>おやじの会などの自主的子育て支援活動を一層充実させる。</p>	<p>市PTA連合会を中心として充実した研修活動が行われており、一層の継続が望まれる。</p> <p>地域の子は地域で守る意識を一層地域に浸透させるための活動を展開する。</p>

#### ②健全育成のための幼保及び小・中の連携（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>中学校区7ブロック体制で関係機関が連携して青少年の健全育成を目指す。</p> <p>いじめ対策委員会を中心とした三層情報還流方式の一層の充実を図る。</p> <p>ブロック研究推進体制の一層の充実による幼稚園、保育所、小・中学校の一層の連携を図る。</p>	<p>ブロック研究推進体制及び三層情報還流方式の一層の継続による健全育成が重要である。</p>

#### ③開かれた学校づくり【再掲】（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>ブロック研究推進体制の充実による地域人材の一層の活用を図る。</p> <p>道徳の時間や特別活動において積極的に地域人材の活用に努める。</p>	<p>地域人材の活用場面を各校の教育課程に位置付けるなど、一層積極的な活用を奨励する。</p> <p>地域人材の掘り起こしと人材バンクの一層の活用を図る。</p>

#### ④見守り支援体制づくり（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>児童生徒の地域活動の拠点づくり。</p> <p>おやじの会などの自主的子育て支援活動の一層の充実を図る。</p> <p>科学の祭典の一層の充実を図る。</p>	<p>見守り活動と活動の拠点づくりの両輪を一層充実する。</p> <p>活動の場面の広がりについて、児童センターや放課後児童クラブとの一層の連携に努める。</p>



#### 4 子どもを取り巻く有害環境対策

青少年を取り巻く社会環境の悪化が進行しています。有害図書をはじめタバコ・アルコール・薬物等についても、地域と学校、家庭が共に有害環境を改善する取り組みを推進していきます。

##### ①有害環境排除活動（青少年センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>有害環境排除に向け地域の協力体制を構築する。</p> <p>本市には、ゲームコーナーや有害図書・有害ビデオ等の販売店がある。最近では携帯電話やパソコン等ネット犯罪も多発しており、特に留意すべきである。</p> <p>携帯電話やパソコンは、保護者より子どもたちの方が精通しており、事実上どのような活用をしているかを親が把握することは難しい状況である。</p>	<p>補導活動、パトロール活動は、今後も継続する。</p> <p>八幡浜市に白ポスト設置の必要性を検討する。</p> <p>ネット犯罪防止に関する保護者や関係団体者の研修は、今後も継続する。</p> <p>インターネットのフィルタリング等、活用のルールやマナーをしっかりと学校・家庭で教育する。</p> <p>保護者、教職員の中から啓発リーダーの養成を早急に図る。</p>

##### ②薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動【再掲】（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>各学校において、青少年の喫煙による害や薬物に対する正しい知識を啓発し、麻薬や覚せい剤などの乱用を許さない社会を築く。</p>	<p>次世代育成支援地域行動計画、健康づくり計画等に明記した思春期対策として取り組めるよう、保健所は、教材や媒体の貸し出しに協力する。</p>

##### ③思春期健康教室【再掲】（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>各学校において、薬物乱用防止教室の実施や性教育の授業公開などを通して、思春期の児童生徒に起こる体や心の変化について学習する。</p>	<p>次世代育成支援地域行動計画、健康づくり計画等に明記した思春期対策として取り組めるよう、保健所は、教材や媒体の貸し出しに協力する。</p>

## ④情報教育の推進（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
情報の正しい入手と活用の知識を普及啓発する。 情報・視聴覚部会を中心とした教職員の研修の充実を図る。 有害情報対策講座を実施するなど、情報モラル教育の充実に努める。	有害情報対策啓発講座等を設定するなど、教職員の情報モラル教育に関する指導力の向上と啓発に努める。

#### 第4節 子育てを支援する生活環境の整備されたまち

八幡浜市では、防犯対策や安全対策として、通学路や公園等に防犯灯を順次設置し、またカーブミラーやガードレールも設置するなど、安全に通行できる交通環境の整備を進めており、今後も、安全な子育て環境の整備に努めていきます。

また、公共施設のバリアフリー化の促進を行い、授乳室やオムツの交換スペースの設置等、公共施設内に子育てに配慮した設備を順次設置していきます。



## 1 都市計画に基づくまちづくりの推進

安全に安心して生活できる快適なまちづくりは、年齢に関わらずすべての市民に共通する大切な要素です。子どもと子育て家庭はもちろんのこと、人にやさしいまちづくりを長期的な展望のもとに推進していきます。

### ①都市計画に基づくまちづくりの推進（建設課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>公共施設のバリアフリー化を推進する。</p> <p>街路白浜大平線等一部幹線道路については、歩道の確保やバリアフリー化を、神山地区公民館等の新築建物については、順次バリアフリー化を図る。</p>	<p>個別の公共施設のバリアフリー化だけでなく、既設施設を含めた八幡浜市全体のバリアフリーのまちづくりを推進するため、優先順位を付けた事業の実施を検討する。</p> <p>新規公共施設については、バリアフリー化を図る。</p> <p>既存公共施設については、社会福祉施設等のバリアフリー化の推進を図る。</p> <p>八幡浜港及び八幡浜駅等の拠点についてのバリアフリー化の推進を図る。</p> <p>「ひとにやさしいまちづくり」の推進を図る。</p>

## 2 安心して子育てできる住環境づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、快適な生活環境づくりに向けた公営住宅のあり方を検討し、提供可能な居住環境の整備に取り組んでいきます。

### ①多子・子育て世帯向け住宅の支援（監理開発課）

事業の内容	今後の展開方向
公営住宅への多子世帯の優先入居の検討をする。	今後も、引き続き検討をしていく。

### 3 快適な公園環境の整備

ユニバーサルな公園の整備促進と市民団体との協力により、緑化意識の啓発を図り、緑のまちづくりを推進します。

#### ①身近な公園の整備（チビッコ広場の整備）（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>市内 43 か所のチビッコ広場について、地域住民との協働により安全を確保する。</p> <p>日常の清掃等の公園管理については地域に委ねているが、遊具点検については専門業者による点検を毎年実施し、安全確保に努める。</p>	<p>住民と協働して施設維持管理に努めるとともに、遊具点検を充実させ安全・安心に公園が利用できるよう計画的な遊具整備を検討する。</p>

#### 4 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、子どもの視点や子ども連れの親の視点から、幅の広い歩道やバリアフリー化された安全な道路環境づくりに努めていきます。

##### ①安全な歩道の整備（建設課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>適切な歩道の整備を行う。</p> <p>八幡浜市管理市道は、幅員が狭く、歩道の設備には至らない現状であるが、市立病院周辺は、一部歩道が設置されている。国道・県道では、歩道が設置されているが、幅員が狭く安全な歩道とはいええない現状がある。</p> <p>歩道を整備するためには、用地確保が必要であり、隣接住民の理解を得なければならないことと、事業予算の確保が課題である。</p>	<p>国道・県道については、国道 197 号線や県道八幡浜港線、県道八幡浜保内町線のように道路改良工事に合わせて道路構造令にそった整備がされているが、市道については宇都宮病院前についてのみ計画があり、平成 22 年末までの整備が確定しているが、市街地道路の拡幅は用地等の問題で困難である。しかしながら、港湾振興ビジョン関連など、今後賑わいが予測される場所は積極的な整備を行っていく。</p>

## 第5節 仕事と家庭が両立できるまち

ライフスタイルの多様化に伴い女性の就業率が高まり、共働きの家庭が増加しています。それにより、今まで女性に偏りがちだった家事・育児が、仕事を持つ女性にとって大きな負担となってきています。これからますます多様化する就労形態に対応できるよう、保育サービスの多様化が求められています。

就労しながら育児をしている親に対しては、緊急時には職場を離れることができるような環境の整備と、そうした職場内の雰囲気醸成していくための啓発を行っていくことも必要です。

また、働く保護者のために配偶者が適切に家事や育児を分担できるよう、男性も含めた働き方の見直しが必要となってきます。そのため、育児に伴う喜びが実感されるよう、八幡浜市男女共同参画計画に基づき、地域や企業も連携した男女共同参画社会の実現に向けて一層の推進をしていきます。





## 1 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男女が共にあらゆる社会活動に参加し、豊かで潤いのある生活の充実に向けた環境整備が求められています。

子育て中の男女が多様な働き方や父親の子育て参画の推進など、事業所の協力を求めていくとともに、男女が等しく家事・育児・介護など家庭生活に参加するよう固定的な役割分担の意識解消に努めます。

また、職場での昇進機会の平等化や行政等の設置する審議会等への女性の登用機会の拡充に努めていきます。

## ①男女共同参画社会の推進（政策推進課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>職場・家庭・地域などあらゆる場で男女がその人の個性と能力を発揮し、共に活動できる男女共同参画社会の実現を目指す。</p> <p>平成19年3月に男女共同参画計画を策定し、参画社会の実現に向けた施策を推進している。</p> <p>女性団体連絡協議会では、19 団体相互の連携を強化し、共通課題解決のための実践活動を行うとともに、研修会を通じて女性の地位向上を目指している。</p> <p>男女共同参画に対する理解を得るためにも、女性団体連絡協議会との連携による事業を展開する必要がある。</p>	<p>男女共同参画において行政がモデルとなるべき存在であるため、職員研修での男女共同参画講座を充実させる。</p> <p>また、女性団体フォーラムにおいて市民が参加しやすいテーマを設定するなど、行事への参加者数を増やすよう努めていく。</p>

## ②多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上（総務課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>事業所に対して、子育てを支援する労働環境の整備や妊娠・出産への配慮、短時間勤務など多様な就業形態の導入などについての周知啓発を行う。</p>	<p>ホームページ、広報等を通じ、市役所の状況等を掲載し、他事業所の取り組みを促していく。</p> <p>国、県と連携した地元企業へのPRを行っていく。</p>

## ③育児休業制度等の周知と取得促進（総務課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>事業所に対して、育児休業制度を取得しやすい労働環境の整備などの周知啓発を行う。</p> <p>行動計画の策定や周知など、次世代育成支援対策推進法による事業主の責務を周知啓発する。</p>	<p>ホームページ、広報での啓発を継続していくとともに、労働基準監督署及びハローワーク、県と連携した地元企業へのPRを行っていく。</p> <p>また、市役所がモデル事業所となるよう、市職員が率先して育児休業の取得に努める。</p>

## 2 育児中の親の再就職支援

出産や育児のためにそれまで働いていた職場を退職した母親が、子育て中のある時期に再就職をするのは、昨今特に厳しいものがあります。休職中でも預かってもらえるような保育のあり方について検討するとともに、就労前から必要な技術を習得し、スムーズな就職活動ができるサポート体制の確保に努めます。

### ①就労のための資格取得支援（商工観光課）

事業の内容	今後の展開方向
講習等支援事業の情報提供や国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進に向けた広報等の強化を図る。	講習等支援事業の情報提供や、国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進に向けた広報等の強化に努める。

## 第6節 子どもが安全に安心して暮らせるまち

八幡浜市では、子どもの交通安全を確保するために、交通安全教室や交通安全教育の推進を行い、交通安全に対しての意識の啓発を図る一方、交通安全イベントへの参加や街頭指導など、交通安全活動を行っています。

また、近年、全国的に子どもが犯罪に巻き込まれるケースが多発する中、子どもを犯罪の被害から守り安全を確保するために、警察や消防等関係機関と連携し、地域で一体となって防犯体制を整備する必要があります。

各学校において防犯教室の開催や地域の安全マップの作成など、八幡浜警察署や関係機関と連携した見守り体制の充実と併せて、子ども自身においても可能な限り自分の身を守る方法を学び、危機管理意識が芽生えるように指導していくこととします。



## 1 安全な道路交通の確保

安全な道路交通の確保のため、交通安全施設の整備と併せて、交通安全に対する意識啓発や指導に努めていきます。

### ①交通安全施設の整備（総務課）

事業の内容	今後の展開方向
市内の交通安全協会支部長からの要望に基づき、カーブミラーやガードレールの設置や補修を行う。	今後、新たな危険か所への整備や既存の施設の老朽化に伴う補修のため継続していく。

### ②交通安全教室（総務課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>保育所・幼稚園・小学校を通じ、交通安全の教育を行う。</p> <p>市内の全保育所、幼稚園において、年間1～2回交通安全教室を開催している。</p> <p>小学校の教室については、交通安全協会及び警察が行っている。</p>	<p>幼い子どもたちに交通安全の必要性を教えるには、繰り返し教えることが大切になるので、今後とも継続していく。</p>

### ③交通安全活動（総務課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>交通安全の呼びかけを行う。</p> <p>四季の交通安全運動期間を重点に交通安全の呼びかけをする。</p> <p>通学路や子どもの集まる場所などを交通安全の観点から点検する。</p>	<p>引き続き、交通安全活動を継続することが交通事故の少ない八幡浜市につながるよう活動していく。</p>

### ④チャイルドシート貸し出し事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>使用期間が限られるチャイルドシートを無料で貸し出し、幼児の交通安全対策を推進するとともに、保護者の負担軽減を図る。</p>	<p>今後も制度を周知広報して、子どもの交通安全と保護者の負担軽減に努めていく。</p>

## 2 子ども等の安全の確保

子どもが被害にあう犯罪が全国で多発しています。近隣関係の希薄化等から地域が子どもを守る力が低下しているといわれています。地域や関係機関が連携して、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを推進していきます。

### ①まもるくんの家（子ども110番の家）（青少年センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>子どもたちがもしものときに駆け込める場を確保する。</p> <p>現在、八幡浜市には198軒のまもるくんの家が設置されている。</p> <p>地域の見守り活動と緊急時の対応を目的として日夜活動している。</p>	<p>まもるくんの家としての設置依頼は、現体制で継続していく。</p> <p>不審者情報等、緊急時に機能するまもるくんの家を目指して、今後改善を図っていく。</p> <p>各学校区で、まもるくんの家との定期的な情報収集のあり方を検討する。</p> <p>緊急時、特に夜間や休日、祝日等の連絡方法を再確認する。</p>

### ②防犯対策（青少年センター）

事業の内容	今後の展開方向
<p>防犯体制の強化と防犯灯の整備。</p> <p>各小・中学校の通学路見守り隊・市青少年補導員会の補導活動・青色防犯パトロール活動等を実施し、成果をあげているが、本市には年間20件前後の不審者情報があり、継続した防犯体制の強化が求められている。</p>	<p>補導活動、警察署のパトロール強化を図る。</p> <p>小・中・高校生に対する不審者対応策を徹底する。</p> <p>防犯灯設置に対する啓発活動を推進する。</p> <p>最近では、携帯電話やパソコン等によるネット犯罪が多発しており、情報化社会に対応した青少年の健全育成を目指す。</p>

### ③防犯教室や避難訓練実施（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>子どもの安全の確保のため、各学校において防犯教室や避難訓練を行っている。</p>	<p>常に危機意識を持って、訓練を継続し、避難の方法等、児童生徒にしっかり身に付けさせる必要がある。</p> <p>また、八幡浜警察署と連携するなど、関係機関と連携した訓練が必要である。</p>

## 第7節 要支援児へのきめ細かな取り組み

近年では、全国的に親による子どもへの虐待が見受けられ、深刻化・問題化しつつあります。こうした状況の中で、行政や地域が連携して、虐待の早期発見・発生防止に努めるための施策を講じることが求められます。虐待の発生防止から早期発見・早期対応、保護・指導に至るまで、各段階において総合的な支援体制を確立することが必要です。

ひとり親家庭については、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について総合的な対策を実施することで、ひとり親家庭の親子が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、支援サービスの充実に努めます。

障害児を持つ家庭に対しては、障害がある子どももない子どもも、共に地域で育つことが当たり前であるというノーマライゼーションの理念を浸透させ、理念に基づいた障害児施策の推進を行います。また、障害がある子どもの保育・教育を受ける体制を整備するとともに、情報提供や相談のできる体制も整備していきます。



## 1 児童虐待防止対策の充実

子育て中の保護者が安心して子育てできる環境づくりなど、児童虐待の防止に努めるとともに、早期発見に向け連携のとれた虐待防止対策の充実に努めていきます。

### ①虐待防止相談体制の整備（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
児童虐待防止指導を行う。 各学校の教育相談や教育相談室からの情報をもとに学校と連携しながら保護者の相談を受けている。	学校、要保護児童対策地域協議会と連携しながら今後も継続していく。

### ②虐待相談事業（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
虐待についての面接相談、電話相談等、虐待防止相談体制の充実を図る。 家庭、保育所、幼稚園、学校等各機関と連携をしながら児童虐待についての面接相談、電話相談等を行い、保健師、保育士が対応している。	各機関や地域と情報交換・連携しながら今後も継続していく。

### ③養育支援訪問事業（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
育児不安の軽減・育児支援の充実を目指して平成18年度から実施する。 平成18～20年度は、育児支援家庭訪問事業として実施し、平成21年度から養育支援訪問事業と名称を変更した。	虐待防止相談後の支援のため、定期的な訪問を行い、必要な支援の提供を行う。 訪問の状況は、要保護児童対策地域協議会で検討していく。

### ④要保護児童対策地域協議会の充実（保健センター）

事業の内容	今後の展開方向
要保護児童対策のため、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関と連携強化を図る。 平成18年7月に八幡浜市児童虐待防止連絡協議会から八幡浜市要保護児童対策地域協議会に名前を変更した。	関係機関との連携した見守り支援を行っている。 養育支援訪問事業と連携していく。

## 2 ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の推進

ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活・就労・養育など、様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の不安の解消や自立に向けた支援を一層充実させていきます。

### ①若年母子家庭育成事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
若年母子親子の支援・連携を図るため、母子家庭の母と子がふれあう交流会を実施している。	母子家庭が陥りやすい孤独感、不安感を軽減するための援助を継続的に持続し、互いに育て合い高め合う集いの場を提供する。 母子家庭での子育て経験者と連携をとり、気軽に相談し合える場づくりを検討していく。

### ②ひとり親家庭への総合相談（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
様々な問題をひとりで解決しなければならない母子家庭等の自立支援に対し、総合的な相談を行っている。（母子のみ実施）	一人ひとり抱える問題が異なる相談者に対し、関係機関と連携し、適切な情報提供ができるよう努める。

### ③母子寡婦福祉連合会・民生児童委員協議会等との連携（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
身近な地域社会における母子家庭等の相談体制の整備を行う。 母子寡婦福祉連合会役員による相談。 民生児童委員・主任児童委員による相談。	今後も継続していく。

### ④ひとり親家庭への就業支援（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
母子家庭の母が収入面や雇用条件で安定した仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう支援する。 ●母子自立支援プログラム策定事業 市に配置している母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員となって、児童扶養手当を受給されているお母さんの状況や希望等に対応した自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携した自立・就労支援を行う。	今後も継続していく。



事業の内容	今後の展開方向
<p>●就労支援講習会 母子家庭の母など就労困難者等の円滑な就労準備や転職を支援するため、パソコン教室等の就労支援講習会を実施する。</p> <p>●母子家庭自立支援給付金事業 【高等技能訓練促進費等事業】 母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に経費支援を行う。</p> <p>【自立支援教育訓練給付金事業】 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、終了した場合に経費支援を行う。</p> <p>●母子福祉資金貸付制度 就職支援のための資金として「技能習得資金」・「就職支度資金」がある。市が受付窓口で、貸し付けは県が行う。</p>	

## ⑤子育て生活支援の充実（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>ひとり親家庭の子育て支援の充実を図るとともに、地域における相互扶助による子育て支援を推進する。</p> <p>●保育所の入所の相談 ひとり親家庭が就職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所への入所の相談を行う。</p> <p>●地域子育て支援センターでの支援 地域子育て支援センターを拠点として、子育ての悩みや不安を持つ子育て家庭に対して育児相談・育児教室・育児講座を実施し、地域における子育ての支援に努める。</p> <p>●放課後児童クラブの利用 ひとり親家庭の保護者等が就労等のために放課後留守家庭となる小学校1年生から3年生までの児童が放課後児童クラブを利用できるよう努める。</p>	今後も継続していく。

## ⑥養育費確保の啓発（関係各課・商工会議所・社会福祉協議会）

事業の内容	今後の展開方向
<p>子育てに欠かせない養育費を確保するため、養育費の取り決めや取得に関する問題、履行確保の問題に対応する。</p> <p>●無料法律相談（商工会議所・社会福祉協議会）</p> <p>弁護士による法律相談を無料で行う。</p> <p>●養育費についての啓発（関係各課）</p> <p>養育費の負担は、子どもの親として当然の義務であること等を、各相談窓口で周知し啓発を図る。</p>	<p>今後も継続していく。</p>

## ⑦母子寡婦福祉資金の貸付相談の推進（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>母子家庭の母並びに寡婦に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や修学資金などを貸し付ける母子寡婦福祉資金貸付制度について、相談、指導、申請受付を行っている。（県事業、市：窓口）</p> <p>また、制度の周知啓発を行っている。</p>	<p>今後も継続していく。</p>

## ⑧児童扶養手当【再掲】（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>児童扶養手当は、父母の離婚などによって両親と生計を共にしていない児童（18歳未満）の親あるいは代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される。（従来、母子家庭のみが対象であったものが、父子家庭も対象となる。）</p>	<p>ひとり親家庭の自立・就業の支援に主眼を置き、今後の制度の動向に留意しながら、子育て支援、就業支援（福祉事務所所管）など、地域の現状を把握し総合的に業務を遂行していく。</p>

## ⑨ひとり親家庭医療費補助事業【再掲】（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>母子家庭等の経済的負担を軽減し、保健の向上を図ることを目的として、世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成する。（県補助事業）</p>	<p>ひとり親家庭の経済的支援策として必要なため、現在そのまま継続していく。</p>

### 3 障害児施策の充実

障害のある子どもへのサポートは、「障害があるなしに関わらず、誰もが分け隔てなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めていきます。

これからも、福祉・保健・医療・教育が連携して、障害の原因を早期発見・治療するための対策や、就学支援を含めた教育支援体制の充実に努めます。

#### ①保育所や幼稚園での障害児保育（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>各保育所・幼稚園での障害児保育の充実。 発達支援センター巣立ちを中心とした保護者会「巣立ちの会」と連携をしている。 月1回集団保育指導に担任と該当児童その保護者が出席する。 市保育協議会・県保育協議会主催・その他関係機関による特別支援研修会が対象。</p>	<p>職員の研修機会を多く持ち、より一層の資質向上を図る。 支援機関とネットワークづくりをする。</p>

#### ②特別支援教育の充実（学校教育課）

事業の内容	今後の展開方向
<p>保護者との連携の強化を図る。 各学校での障害児童・生徒の適切な教育の充実。 特別支援教育コーディネーターを中心とした各学校における特別支援教育の充実を図る。 市就学指導委員会や教育相談等の機会を持ち、保護者の願い等の把握に努め、より良い就学指導に努める。</p>	<p>市教委と市特別支援教育部会との密接な連携に努める。</p>

#### ③障害児の支援ネットワーク（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>ノーマライゼーションの理念の理解促進、ボランティアの育成。 障害児の親で構成するボランティア団体が中心となっている。その団体の各種行事に他のボランティア団体が協力している。</p>	<p>保健、医療、福祉、教育、就労など様々な関係者の支援ネットワークを構築していく。 ボランティアの育成にも努める。</p>

## ④障害のある児童・生徒の地域活動支援（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>八幡浜市障害福祉計画に基づく、在宅福祉サービスの充実。</p> <p>地域活動を支えていくよう意識の啓発を行う。</p> <p>社会の中で障害児を受け入れるためのホームヘルプ等、サービスを行っている。</p>	<p>障害の有無に関わらず地域で共に暮らしていく「共生社会」の実現のために、子どもの頃からできるだけ共に学び、遊び、育っていく環境や条件を整備していく。</p>

## ⑤心身障害児通園事業「発達支援センター巣立ち」（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>発達支援の推進。</p> <p>定員1日 10名。6歳以下の未就学児が対象。小集団教育、個別指導、水泳教室、運動機能訓練、音楽療法等で早期療育の支援を行っている。月～金 9:00～15:00。</p> <p>八幡浜市保健センターで実施している1歳6か月健診や3歳児健診等から相談を受け療育を行っている。</p>	<p>今後も継続し支援をすすめる。教育委員会と福祉事務所及び保健センターが協議を行い、療育センターの設置を含め、就学した障害児の療育について検討していく。</p> <p>保健センターの健診、保育所・幼稚園からの相談等から早期に発見し、支援を開始するよう努めていく。</p>

## ⑥身体障害児育成医療給付事業（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>身体障害児もしくは機能障害を招くおそれのある児童に対し、適切な医療の実施と医療費の公費負担。</p> <p>（所得により一部自己負担あり）</p>	<p>今後も継続していく。</p>

## ⑦小児慢性特定疾患治療研究事業（八幡浜保健所）

事業の内容	今後の展開方向
<p>18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満）の慢性特定疾患（11疾患群）に罹患した児童の医療費を公費で負担する。</p> <p>（所得に応じた自己負担あり）</p>	<p>今後も継続していく。</p>

## ⑧障害児ホームヘルプサービス（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
日常生活を営むために支障のある障害児にホームヘルパーの派遣を行う。	要望があれば、すぐ派遣できる体制を整えており、サービスを継続する。

## ⑨地域活動支援センター等事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
障害者やその家族に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を通して、地域での生活支援を行う。 共同生活が基本となるため、重度の障害者には一層の配慮が必要となる。	今後も継続していく。

## ⑩日中一時支援事業（福祉事務所）

事業の内容	今後の展開方向
日中における障害児の活動の場を提供し、家族の就労支援や日常介護の一時的な負担を軽減する。	今後も継続していく。

## ⑪特別児童扶養手当【再掲】（市民課）

事業の内容	今後の展開方向
精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）を家庭において監護している方に対して、国が手当を支給してその児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	受給資格を有しながら手続をしていない人がないよう、制度の周知に努める。



## 第5章 目標事業量





## 第5章 目標事業量

事業の目標年は、平成22年度（新待機児童ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年）、平成26年度（後期行動計画の最終年）、平成29年度（新待機児童ゼロ作戦の最終年）とします。

事業項目		単位	平成22年度	平成26年度	平成29年度
通常保育事業 （3歳未満児）	認可保育所	人	217	220	224
	家庭的保育事業	人	0	0	0
通常保育事業 （3歳以上児）	認可保育所	人	444	416	393
	家庭的保育事業	人	0	0	0
延長保育事業	人		6	8	12
	か所		1	1	2
夜間保育事業	人		0	0	0
	か所		0	0	0
トワイライトステイ事業	人		0	0	0
	か所		0	0	0
休日保育事業	人		0	0	38
	か所		0	0	1
病児・病後児保育 事業	病児・病後児保育 事業	日数	0	0	0
		か所	0	0	0
	体調不良型	日数	0	0	2,251
		か所	0	0	1
一時預かり事業	合計	日数	1,600	1,750	6,246
	保育所型	か所	2	2	2
	地域密着型	か所	0	0	0
	地域密着型Ⅱ型	か所	0	0	0
ショートステイ事業	か所		1	1	1
放課後児童健全育成事業	人		114	152	258
	か所		7	8	8
放課後子ども教室	人		0	0	0
	か所		0	0	0
地域子育て支援 拠点事業	センター型	か所	1	2	5
	ひろば型	か所	1	0	0
	児童館型	か所	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業	か所		0	0	1



## 第6章 計画の推進に向けて



## 第6章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の周知徹底

#### 1 子どもへの周知

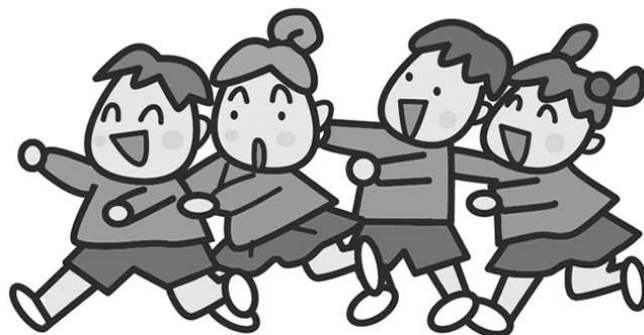
この計画は、子どもが豊かな心と主体的に生きるたくましい力を育み、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりを目指しています。

子どもの主体的・積極的な参画によりこの計画を推進するために、子ども会活動などを通じて、子どもにわかりやすくこの計画の周知を図ります。

#### 2 市民・団体への周知

この計画は、男女がお互いを尊重し合い、助け合いながら楽しく子育てをするゆとりある家庭づくり、子どもがいきいきと学び、遊べる環境づくり、子育てをする保護者が安心して暮らし、信頼して働くことができる頼もしい地域社会づくりを目指しています。

家庭、地域、企業などにおける市民等それぞれの主体的・積極的な取り組みを促進するために、市ホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・配布など、この計画の周知に努めます。



## 第2節 推進体制の充実

### 1 施策・事業推進体制の充実

次世代育成支援に関する施策の領域は、従来の児童福祉・母子保健（子育て）の範囲を超えて、教育・環境・次代の親育て（子育て）に至る広範多岐にわたるものです。この計画を着実に推進していくために、次世代育成関係団体や専門職で構成する「八幡浜市子育て連絡会」を設置し、施策・事業の実施上の課題や問題点を協議し、効果的な推進を図るとともに、事業の評価や再調整などの継続的な取り組みを行い、必要に応じて、計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

### 2 住民・関係団体等との協働体制の充実

次世代育成支援の取り組みは、住民・関係団体等の参画が必要です。住民・関係団体・関係機関・行政等で構成する「八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会」において、次世代育成支援に関する施策や計画の検討・協議、進捗状況の把握、評価、円滑な実施への提言などをいただくこととし、住民・関係団体等との協働体制を充実します。

資料





## 資料

### 1 八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

（設置）

第1条 次世代支援育成対策推進法（平成15年法律第120号）第21条に基づき、八幡浜市における次世代育成支援対策の推進に関し必要なるべき措置について協議するため、八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会の委員の定数は、15名以内とし、関係団体の代表者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は、妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は八幡浜市長をもって充て、副会長は会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、福祉事務所において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 2 八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

区分		氏名	役職名	備考
委員	行政関係	大城 一郎	八幡浜市長	会長
		都築 眞一	総務課長	
	議会関係	宇都宮 富夫	民生文教委員長	副会長 H21.8.27 まで H21.9.4 から
		新宮 康史		
	事業主関係者	清水 英璋	商工会議所専務理事	
	教育関係者	増池 武雄	教育委員会教育長	
		石河 由美子	小学校長会副会長	
	福祉関係者	大塚 定一	民生児童委員協議会長	
		杉山 典子	保育協議会長	
	保護者代表	石田 敬幸	小・中学校PTA連合会長	
		福岡 勝也	保育所後援会連合会長	
	子育て関係者	山下 由美子	幼稚園保護者代表	
		石上 真弓	保育所保護者代表	
		佐々木 有利子	児童センター利用保護者代表	
	庁内部会	児童・母子・保健関係者	繁榊 紀子	保健センター母子保健補佐
米田 京子			保健センター・保健師	
高田 香代子			児童センター長補佐	
菊池 恒子			保育所長	
二宮 和子			エンゼル広場主任保育士	
三瀧 静香			主任児童委員副部長	
宮本 眞理子			学校教育指導員	
河野 津利江			生涯教育行政担当者	
上野 史			図書館司書	
篠澤 通子			母子自立支援員	
事務局	水野 省三	福祉事務所長		
	岡田 幸江	福祉事務所長補佐(児童係)		

## 3 八幡浜市次世代育成支援地域行動計画策定経過

時期	内容	備考
平成 21 年 2 月 12 日 ～ 2 月 24 日	次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査実施	
平成 21 年 7 月 22 日	第 1 回庁内部会	
平成 21 年 7 月 31 日	第 1 回八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会 (策定方針、策定スケジュール、計画概要の決定)	
平成 21 年 8 月中旬 ～ 9 月中旬	各種団体・専門職ヒアリング調査	
平成 21 年 9 月 17 日	第 2 回庁内部会	
平成 21 年 11 月 18 日	第 2 回八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会 (計画素案の検討)	
平成 21 年 11 月 20 日	第 3 回庁内部会	
平成 21 年 12 月 15 日 ～ 平成 22 年 1 月 13 日	パブリックコメントの実施	
平成 22 年 2 月 9 日	第 4 回庁内部会	
平成 22 年 2 月 24 日	第 3 回八幡浜市次世代育成支援対策地域協議会	



---

八幡浜市次世代育成支援地域行動計画

(後期計画)

子どもも 親も 地域も みんなが輝きあう 八幡浜プラン

発行日 平成 22 年 3 月

発 行 愛媛県 八幡浜市

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号

TEL.0894-22-3111 FAX.0894-24-7700

<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/>

---